

熊本市電気設備工事特記仕様書 NO. 1																																																																																																																			
工	工事名	令和3年度（2021年度）金峰山少年自然の家解体工事				申請手続等	協議の結果、設計図書の訂正又は変更の措置を行う場合は、契約書の規定に基づき変更契約を行う。					発生材	施工の過程で発生した不要材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正に処理しなければならない。また、監督員にその証明書等を提出すること。																																																																																																						
	工事場所	熊本市西区池上町3071-5					保険等	受注者は、この工事に必要な電気事業者、関係官公庁に対する申請書類の作成、提出及び手続きの一切を滞りなく代行し、これに要する費用を負担すること。ただし、電力会社、電気通信事業者の引込み工事等に関する負担金、設計図書に定める項目は別途とする。					産業廃棄物税	本工事で発生する建設廃棄物で県内の最終処分場に搬入する廃棄物については、熊本県産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。																																																																																																					
	建物概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ床面積</th> <th>建基法</th> <th>消防法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金峰山少年自然の家</td> <td>RC一部S 地上2 地下1</td> <td></td> <td>≒2500 m2</td> <td>( )</td> <td>5項(イ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建物名称	構造	階数			延べ床面積	建基法	消防法	金峰山少年自然の家			RC一部S 地上2 地下1		≒2500 m2	( )	5項(イ)				m2						m2			責任施工	工事契約後、次の保険等（その他これに準じるものを含む）に付さなければならない。 1. 保険の種類 建設工事保険（組立保険） 2. 保険の目的 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）。改修工事の場合は必要に応じ、損害賠償等特約を含む。 3. 保険の加入期間 ○資材等の現場搬入後速やかに加入し、工期より30日間以上 4. 保険金額 ○原則として請負金額に相当する額 ・その他（ ）					下請	工事を一括して下請負に付してはならない。工事の一部を下請負に付す場合は、施工能力のある業者を選定し監督員の承諾を得ること。 自家発電設備、交換機設備、拡声・放送設備、電気時計、防災設備、テレビ受信設備および監視カメラ設備等で監督員の指示するものはその機器取付、試験調整において専門業者の責任施工とする。																																																																													
	建物名称	構造	階数	延べ床面積	建基法			消防法																																																																																																											
金峰山少年自然の家	RC一部S 地上2 地下1		≒2500 m2	( )	5項(イ)																																																																																																														
			m2																																																																																																																
			m2																																																																																																																
工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>新設</th> <th>撤去</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電灯コンセント設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>動力設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>受変電設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>自家発電設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>静止形電源設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>構内配電設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>雷保護設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>自動火災報知設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>自動閉鎖設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>非常警報設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>非常放送設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>拡声設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>電気時計設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>テレビ共同受信設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>監視カメラ設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>出退・情報表示設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>インターホン設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>電話・交換機設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>防犯設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>ガス漏れ警報設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>外灯設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>夜間照明設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>映像・音響設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>昇降機設備</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>構内情報通信網設備</td><td>・</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種目	新設	撤去	備考	電灯コンセント設備	・	○		動力設備	・	○		受変電設備	・	○		自家発電設備	・	・		静止形電源設備	・	・		構内配電設備	・	○		雷保護設備	・	○		自動火災報知設備	・	○		自動閉鎖設備	・	○		非常警報設備	・	・		非常放送設備	・	○		拡声設備	・	・		電気時計設備	・	○		テレビ共同受信設備	・	○		監視カメラ設備	・	・		出退・情報表示設備	・	・		インターホン設備	・	・		電話・交換機設備	・	○		防犯設備	・	・		ガス漏れ警報設備	・	・		外灯設備	・	・		夜間照明設備	・	・		映像・音響設備	・	・		昇降機設備	・	・		構内情報通信網設備	・	○			・	・		検査	工事終了時、受注業者は社内検査を実施した後、竣工書類を添えて、担当課の検査を受ける。この検査での指摘事項修正後、本市技術管理課検査室の完成検査を受けることができる。手直し等がある場合は、指定期限までに完成させること。契約書に規定する部分支払及び指定部分に関する部分支払を請求する場合も同様とする。 なお、これに必要な諸手続き、労働力の提供は受注者が行うこと。				
種目	新設	撤去	備考																																																																																																																
電灯コンセント設備	・	○																																																																																																																	
動力設備	・	○																																																																																																																	
受変電設備	・	○																																																																																																																	
自家発電設備	・	・																																																																																																																	
静止形電源設備	・	・																																																																																																																	
構内配電設備	・	○																																																																																																																	
雷保護設備	・	○																																																																																																																	
自動火災報知設備	・	○																																																																																																																	
自動閉鎖設備	・	○																																																																																																																	
非常警報設備	・	・																																																																																																																	
非常放送設備	・	○																																																																																																																	
拡声設備	・	・																																																																																																																	
電気時計設備	・	○																																																																																																																	
テレビ共同受信設備	・	○																																																																																																																	
監視カメラ設備	・	・																																																																																																																	
出退・情報表示設備	・	・																																																																																																																	
インターホン設備	・	・																																																																																																																	
電話・交換機設備	・	○																																																																																																																	
防犯設備	・	・																																																																																																																	
ガス漏れ警報設備	・	・																																																																																																																	
外灯設備	・	・																																																																																																																	
夜間照明設備	・	・																																																																																																																	
映像・音響設備	・	・																																																																																																																	
昇降機設備	・	・																																																																																																																	
構内情報通信網設備	・	○																																																																																																																	
	・	・																																																																																																																	
概要					総	提出書類					提出書類	○印を付したものを提出する(部数2のものは1部完成図書用とする)。																																																																																																							
要						安全管理	建築工事安全施工技術指針及び関係法令に従い、工事の安全確保環境保全に努めるとともに、実施状況の報告を行うこと。					着工・施工中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・着工届</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・技術者通知書</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・建設業退職金共済掛金収納書</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・法定外労災補償加入証明書</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・施工体制台帳</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・建設工事保険証書写し</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>○施工計画書</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・再生資源利用（促進）計画書</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・色彩計画書</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>○実施工程表</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・主要資材発注一覧表</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>・主要機器承諾図</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>○施工図</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>○質疑書／打合せ記録</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>※CORINS登録関係各書類</td><td>1</td><td>工事請負代金額（消費税込み）が500万円以上の工事</td></tr> </tbody> </table>					名	部数	備考	・着工届	1		・技術者通知書	1		・建設業退職金共済掛金収納書	1		・法定外労災補償加入証明書	1		・施工体制台帳	1		・建設工事保険証書写し	1		○施工計画書	1		・再生資源利用（促進）計画書	1		・色彩計画書	1		○実施工程表	1		・主要資材発注一覧表	2		・主要機器承諾図	2		○施工図	1		○質疑書／打合せ記録	1		※CORINS登録関係各書類	1	工事請負代金額（消費税込み）が500万円以上の工事																																																		
名	部数	備考																																																																																																																	
・着工届	1																																																																																																																		
・技術者通知書	1																																																																																																																		
・建設業退職金共済掛金収納書	1																																																																																																																		
・法定外労災補償加入証明書	1																																																																																																																		
・施工体制台帳	1																																																																																																																		
・建設工事保険証書写し	1																																																																																																																		
○施工計画書	1																																																																																																																		
・再生資源利用（促進）計画書	1																																																																																																																		
・色彩計画書	1																																																																																																																		
○実施工程表	1																																																																																																																		
・主要資材発注一覧表	2																																																																																																																		
・主要機器承諾図	2																																																																																																																		
○施工図	1																																																																																																																		
○質疑書／打合せ記録	1																																																																																																																		
※CORINS登録関係各書類	1	工事請負代金額（消費税込み）が500万円以上の工事																																																																																																																	
指定部分	○無 ・有（工期：令和 年 月 日） （対象部分： ）				建設機械	工事に使用する建設機械は下記による。 1. 国土交通省の「建設機械に関する技術指針」に基づき排出ガス対策型を使用すること。 2. 国土交通省の「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき低騒音低振動型を使用すること。					完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完成通知書</li> <li>・請求書</li> <li>○完成・工程写真</li> <li>・試験成績書</li> <li>・絶縁耐力試験</li> <li>・絶縁抵抗試験</li> <li>・接地抵抗試験</li> <li>・照度（ポイント、分布）測定</li> <li>・テレビ電界強度試験</li> <li>・映像写真</li> <li>・火報試験</li> <li>・保護継電器試験</li> <li>・発電機負荷試験</li> <li>・コンクリート強度試験</li> <li>・荷重試験（昇降機）</li> <li>・損失測定等試験（UTP,光ケーブル）</li> <li>・アンカー引抜試験</li> </ul>																																																																																																							
履行保証	○する					使用機材	本工事で使用する機材は、設計図書に定める性能、品質を有する新品とする。採用にあたっては、性能・品質等を証明する資料を監督員に提出し、承諾を得た後使用すること。					完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公庁届出書</li> <li>・自家用電気工作物申請書</li> <li>・消防用設備等設置届写し</li> <li>・九電需給契約書</li> <li>○産業廃棄物管理票写し・集計表</li> <li>○社内検査実施報告書</li> <li>○竣工図・施工図（A4版縮小製本、原図サイズ）</li> <li>○完成図等CD-R（別紙作成仕様書参照）</li> <li>○電子納品CD-ROM（ガイドライン参照）</li> <li>・盤類の鍵</li> <li>○完成図書（A4版）</li> <li>・保全に関する説明書</li> <li>※CORINS登録関係各書類</li> </ul>																																																																																																						
総	適用 1. 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。 2. すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし、設計図書に相違がある場合の優先順位は次のように定める。 (1) 質疑回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 共通仕様書 なお、設計図書中の内訳明細書は参考資料とし、設計変更の対象とならない。						機材の検査	現場に搬入した機材は、監督員の検査を受ける。ただし監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。 また、機材のうち必要と認めたものは、製作工場での検査を行うものとする。このための準備は受注者の負担において行うこと。					手すり先行足場	枠組足場を設ける場合は「手すり先行工法に関するガイドライン」により設置し、働きやすい安心感のある足場とすること。																																																																																																					
共通仕様書	図面および特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版」「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成31年版」「電気設備工事監理指針令和元年版」「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版」「機械設備工事監理指針令和元年版」による。 機械設備工事・建築工事を本工事に含む場合は、それぞれ熊本市設備課・営繕課制定の工事仕様書を適用する。							工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力・水等は、受注者の責任において手続・施工を行い、その費用はすべて受注者の負担とする。					工事用仮設	構内につくることが ・できる ○できない																																																																																																				
則	法規等の遵守 この工事の施工にあたっては、熊本市公共工事請負契約約款、建設業法、労働安全衛生法、電気事業法、電気設備技術基準、電気工事士法、電気通信事業法、建築基準法、消防法、条例等の関係法規を遵守すること。				施工の報告検査・立会				一工程を終了した場合又は、施工中で監督員の指示を受けた場合には、設計図書との適合を確認した上、監督員に報告し、検査を受けること。なお、絶縁耐力試験・保護継電器試験・発電機負荷試験等の重要な工程には監督員の立ち会いを求め、その試験成績書を提出すること。						工事用電力及び水道等	施設の設備を利用 ・できる(有償) ○できない																																																																																																			
疑義	設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難、又は不都合な場合が生じたときは監督員と協議すること。					既存部分等への処置			1. 工事施工に際し、既存部分を損傷しないよう適切な養生を行うこと。また、はつり作業を行う場合は、鉄筋や埋設配管等を十分調査し、損傷を与えないように注意すること。 2. 既存部分を損傷した場合は、すみやかに監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて復旧すること。 3. 既存設備の増設、改修をおこなう場合もしくは既存機器再使用の場合は、改修前後の動作確認・試験を行い、監督員に報告すること。							発生材処理	引渡しを要するもの ○なし ・あり																																																																																																		
							仮設物		受注者事務所等を設ける場合は、関係者と打合せのうえ設置場所を選定し、衛生、火災、盗難等の事故防止に十分注意を払う。危険物貯蔵所等は、関係法令に従い、なるべく建築物及び他の仮設物から隔離した場所に設けること。								各種検査	以下の検査について、受注者は責任をもって準備、立会を行うこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>選択</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場検査</td> <td>・実施する ○しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築指導課検査</td> <td>・実施する ○しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防検査</td> <td>・実施する ○しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約不適合責任点検</td> <td>・実施する ○しない</td> <td>契約不適合責任期間終了に伴う検査</td> </tr> </tbody> </table>					名称	選択	備考	工場検査	・実施する ○しない		建築指導課検査	・実施する ○しない		消防検査	・実施する ○しない		契約不適合責任点検	・実施する ○しない	契約不適合責任期間終了に伴う検査																																																																														
名称	選択	備考																																																																																																																	
工場検査	・実施する ○しない																																																																																																																		
建築指導課検査	・実施する ○しない																																																																																																																		
消防検査	・実施する ○しない																																																																																																																		
契約不適合責任点検	・実施する ○しない	契約不適合責任期間終了に伴う検査																																																																																																																	
					支払条件	○なし ・あり（ ）					工事名	令和3年度（2021年度）金峰山少年自然の家解体工事																																																																																																							
						疑義						図番	E 1																																																																																																						
							疑義						2の1 特記仕様書	熊本市都市建設局公共建築部設備課																																																																																																					
								疑義						2の1 特記仕様書																																																																																																					

# 熊本市電気設備工事特記仕様書 NO. 2

耐震対策	(1)設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年版(建設大臣官房官庁営繕部監修)」及び、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」による。 ・設計用水平地震力 $F_H(Kgf) = \text{地域係数}(1.0) \cdot \text{水平震度}(K_g) \cdot \text{機器重量}(kgf)$ ・設計用鉛直地震力 $F_V(Kgf) = 1/2 \cdot F_H$																								
	<table border="1"> <tr> <th>設置場所</th> <th colspan="2">特定の施設の KS</th> <th colspan="2">一般の施設の KS</th> </tr> <tr> <td></td> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階・屋上</td> <td>2.0(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.0(1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>0.6(1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階・地下</td> <td>1.0(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.4(0.6)</td> </tr> </table> <p>* ( )内は防振支持の機器に適用 *上層階:2~6階建は最上階、7~9階建は上層2階、10~12階建は上層3階 *重要機器を除く100kg以下の機器は機器メーカーの指定する方法により据付を行うこと。 重要機器 ・受変電機器 ・自家発電装置 ・静止型電源装置 ・中央監視装置 ・交換機 ・自火報受信機 ・太陽光発電装置</p>	設置場所	特定の施設の KS		一般の施設の KS			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・屋上	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	1階・地下	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)
設置場所	特定の施設の KS		一般の施設の KS																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																					
上層階・屋上	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)																					
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)																					
1階・地下	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)																					
配管配線	(1)長さ2m以上の空配管にはビニル被覆鉄線を入線する。 (2)ジョイントボックス及び中継ボックスを二重天井内に取り付ける場合は、点検口を設けること。 (3)壁埋込形の分電盤・端子盤には予備配管2.5又はPF2.2を1本設けること。 (4)露出配管・露出ボックスは下地処理の上、指定色にて合成樹脂調合ペイント2回塗りとする。 (5)厚鋼電線管(付属品共)は溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。(塗装の場合を除く) (6)原則として厚鋼電線管・薄鋼電線管はねじ切りにて施工すること。																								
	(1)各種配管の支持点間の距離は次による。(特記仕様書No.1共通仕様書より)																								
配管、ラック等の支持間隔	<table border="1"> <tr> <th>工事種別</th> <th>支持点間の距離</th> </tr> <tr> <td>金属製電線管</td> <td>2m以下。ただし、管とボックス等との接続点に近い箇所及び管端を固定。</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂管(PF管及びCD管)</td> <td>1.5m(露出の場合1m)以下。管相互の接続点の両側、管とボックス等との接続点及び管端に近い箇所を固定。コンクリート埋込みとなる管は、1m以下の間隔で鉄筋に結束。</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂管(硬質ビニル管)</td> <td>1.5m以下。管相互及び管とボックス等との接続点又は管端に近い箇所を固定。</td> </tr> <tr> <td>2種金属製可とう電線管</td> <td>1m以下。ただし、垂直にふ設し、人が触れるおそれのない場合及び工事上やむを得ない場合は、2m以下。 なお、管相互及び管とボックス等との接続点又は管端から0.3m以下の箇所を固定。</td> </tr> <tr> <td>ライティングダクト</td> <td>2m以下。ただし、ダクト1本ごとに2箇所以上</td> </tr> <tr> <td>金属ダクト</td> <td>3m以下。ただし、配線室内等の場所において、垂直にふ設する場合は、6m以下の範囲で各階支持。</td> </tr> <tr> <td>フロアダクト</td> <td>2m以下ごとにダクトサポートで支持。ダクト端及びダクトとボックスの接続点では、接続点に近い箇所をダクトを支持。</td> </tr> <tr> <td>金属線び</td> <td>1種・・・1m以下。ただし、端部、突合せ部及びボックス等との接続点では、接続点に近い箇所を固定。 2種・・・1.5m以下。なお、振止めを施す。</td> </tr> <tr> <td>バスダクト</td> <td>3m以下。また、垂直にふ設する場合で配線室の部分は、6m以下の範囲で各階支持。</td> </tr> <tr> <td>ケーブルラック</td> <td>水平支持は、鋼製では2m以下。アルミ製では1.5m以下。ただし、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所。 垂直支持は、3m以下。ただし、配線室内等の部分は、6m以下の範囲で各階支持。</td> </tr> </table>	工事種別	支持点間の距離	金属製電線管	2m以下。ただし、管とボックス等との接続点に近い箇所及び管端を固定。	合成樹脂管(PF管及びCD管)	1.5m(露出の場合1m)以下。管相互の接続点の両側、管とボックス等との接続点及び管端に近い箇所を固定。コンクリート埋込みとなる管は、1m以下の間隔で鉄筋に結束。	合成樹脂管(硬質ビニル管)	1.5m以下。管相互及び管とボックス等との接続点又は管端に近い箇所を固定。	2種金属製可とう電線管	1m以下。ただし、垂直にふ設し、人が触れるおそれのない場合及び工事上やむを得ない場合は、2m以下。 なお、管相互及び管とボックス等との接続点又は管端から0.3m以下の箇所を固定。	ライティングダクト	2m以下。ただし、ダクト1本ごとに2箇所以上	金属ダクト	3m以下。ただし、配線室内等の場所において、垂直にふ設する場合は、6m以下の範囲で各階支持。	フロアダクト	2m以下ごとにダクトサポートで支持。ダクト端及びダクトとボックスの接続点では、接続点に近い箇所をダクトを支持。	金属線び	1種・・・1m以下。ただし、端部、突合せ部及びボックス等との接続点では、接続点に近い箇所を固定。 2種・・・1.5m以下。なお、振止めを施す。	バスダクト	3m以下。また、垂直にふ設する場合で配線室の部分は、6m以下の範囲で各階支持。	ケーブルラック	水平支持は、鋼製では2m以下。アルミ製では1.5m以下。ただし、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所。 垂直支持は、3m以下。ただし、配線室内等の部分は、6m以下の範囲で各階支持。		
工事種別	支持点間の距離																								
金属製電線管	2m以下。ただし、管とボックス等との接続点に近い箇所及び管端を固定。																								
合成樹脂管(PF管及びCD管)	1.5m(露出の場合1m)以下。管相互の接続点の両側、管とボックス等との接続点及び管端に近い箇所を固定。コンクリート埋込みとなる管は、1m以下の間隔で鉄筋に結束。																								
合成樹脂管(硬質ビニル管)	1.5m以下。管相互及び管とボックス等との接続点又は管端に近い箇所を固定。																								
2種金属製可とう電線管	1m以下。ただし、垂直にふ設し、人が触れるおそれのない場合及び工事上やむを得ない場合は、2m以下。 なお、管相互及び管とボックス等との接続点又は管端から0.3m以下の箇所を固定。																								
ライティングダクト	2m以下。ただし、ダクト1本ごとに2箇所以上																								
金属ダクト	3m以下。ただし、配線室内等の場所において、垂直にふ設する場合は、6m以下の範囲で各階支持。																								
フロアダクト	2m以下ごとにダクトサポートで支持。ダクト端及びダクトとボックスの接続点では、接続点に近い箇所をダクトを支持。																								
金属線び	1種・・・1m以下。ただし、端部、突合せ部及びボックス等との接続点では、接続点に近い箇所を固定。 2種・・・1.5m以下。なお、振止めを施す。																								
バスダクト	3m以下。また、垂直にふ設する場合で配線室の部分は、6m以下の範囲で各階支持。																								
ケーブルラック	水平支持は、鋼製では2m以下。アルミ製では1.5m以下。ただし、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所。 垂直支持は、3m以下。ただし、配線室内等の部分は、6m以下の範囲で各階支持。																								
住宅幹線の相バランス	(注)「接続点に近い箇所」とは0.5m以下とする。 (1)共同住宅の電灯幹線は、分電盤の電流制限器から主幹漏電遮断器に至るR、N、T3線を上下階又は対向住戸にて入れ替え、電源供給側の相バランスを確保すること。																								
プルボックス金属ダクト	(1)熊本市盤類仕様2018(設備課)の3.プルボックス・金属ダクトの項による。 (2)露出部分のプルボックスは焼付塗装品を使用すること。																								

防水処理	(1)屋外据付機器、架台、マスト等の取付ボルトは、亜鉛メッキと同等以上の防食ボルトを使用し、耐久性のあるシーリング材等で覆う。 (2)外壁取付器具まわりのシーリングは監督員の指示による。																																																																								
防火区画壁貫通	(1)金属管により貫通する場合は、壁面から両側に半径1m以上突出し、PF管による場合は不燃材料にて1m以上保護すること。プルボックスを使用する場合は厚さ1.6mm以上の鋼板製を使用すること。 (2)共同住宅での縦幹線の分岐付きケーブルは、床貫通部分に日本建築センター(BCJ)の性能評定を受けた工法・材料を使用し、他の配管類との法的離隔に注意し、施工を行うこと。																																																																								
接地	(1)接地埋設は黄銅製の刻印式とする。接地極からの接地線は端子を設け、容易に測定が出来るようにすること。																																																																								
機器取付高	<table border="1"> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地極</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">電</td> <td>共同接地</td> <td>E A、D</td> <td>10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上</td> </tr> <tr> <td>A種接地</td> <td>E A</td> <td>10Ω以下 EB14×3連-2組以上</td> </tr> <tr> <td>B種接地</td> <td>E B</td> <td>150/IΩ以下 EB14×2連-1組以上</td> </tr> <tr> <td>C種接地</td> <td>E C</td> <td>10Ω以下 EB14×3連-2組以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">力</td> <td>D種接地</td> <td>E D</td> <td>100Ω以下 EB14×1本以上</td> </tr> <tr> <td>D種接地(外灯/ハンドヘルド用)</td> <td>E D</td> <td>100Ω以下 EB10×1本以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信情報</td> <td>構内交換機用直流電源装置(陽極)</td> <td>E t</td> <td>10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上</td> </tr> <tr> <td>保安用</td> <td>E A t</td> <td>10Ω以下 EB14×3連-2組以上</td> </tr> <tr> <td>保安用</td> <td>E D t</td> <td>100Ω以下 EB14×1本以上</td> </tr> <tr> <td>拡声用増幅器</td> <td>E D a</td> <td>100Ω以下 EB14×1本以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避雷</td> <td>避雷設備</td> <td>E L</td> <td>10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上</td> </tr> <tr> <td>低圧避雷器</td> <td>E L L</td> <td>10Ω以下 EB14×3連-2組以上</td> </tr> <tr> <td>他</td> <td>測定用</td> <td>E O</td> <td>100Ω以下 EB10×1本以上</td> </tr> </table> <p>接地極鋼板 EP:1.5t×900×900 接地極銅棒 EB14:14φ×1,500L EB10:10φ×1,000L 接地極鋼板は、地面に対し垂直に設置すること。</p>	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	電	共同接地	E A、D	10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上	A種接地	E A	10Ω以下 EB14×3連-2組以上	B種接地	E B	150/IΩ以下 EB14×2連-1組以上	C種接地	E C	10Ω以下 EB14×3連-2組以上	力	D種接地	E D	100Ω以下 EB14×1本以上	D種接地(外灯/ハンドヘルド用)	E D	100Ω以下 EB10×1本以上	通信情報	構内交換機用直流電源装置(陽極)	E t	10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上	保安用	E A t	10Ω以下 EB14×3連-2組以上	保安用	E D t	100Ω以下 EB14×1本以上	拡声用増幅器	E D a	100Ω以下 EB14×1本以上	避雷	避雷設備	E L	10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上	低圧避雷器	E L L	10Ω以下 EB14×3連-2組以上	他	測定用	E O	100Ω以下 EB10×1本以上																								
	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																																																					
電	共同接地	E A、D	10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上																																																																						
	A種接地	E A	10Ω以下 EB14×3連-2組以上																																																																						
	B種接地	E B	150/IΩ以下 EB14×2連-1組以上																																																																						
	C種接地	E C	10Ω以下 EB14×3連-2組以上																																																																						
力	D種接地	E D	100Ω以下 EB14×1本以上																																																																						
	D種接地(外灯/ハンドヘルド用)	E D	100Ω以下 EB10×1本以上																																																																						
通信情報	構内交換機用直流電源装置(陽極)	E t	10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上																																																																						
	保安用	E A t	10Ω以下 EB14×3連-2組以上																																																																						
	保安用	E D t	100Ω以下 EB14×1本以上																																																																						
	拡声用増幅器	E D a	100Ω以下 EB14×1本以上																																																																						
避雷	避雷設備	E L	10Ω以下 EP×1枚以上 EB14×2連-1組以上																																																																						
	低圧避雷器	E L L	10Ω以下 EB14×3連-2組以上																																																																						
他	測定用	E O	100Ω以下 EB10×1本以上																																																																						
(1)下記を原則とする。																																																																									
<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>測点</th> <th>取付高(m)</th> </tr> <tr> <td>電</td> <td>取用計器・引込開閉器盤</td> <td>地上~窓中心 1.8から2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">電</td> <td>分電盤(ホーム分電盤を除く)</td> <td>床上~中心 1.5(上端1.9以下)</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>身障者用スイッチ</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>空調用リモコン</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>コンセント(一般)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>コンセント(和室)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>コンセント(土間)</td> <td>0.8~1.3</td> </tr> <tr> <td>身障者用コンセント</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(一般)</td> <td>2.0~2.5</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(鏡上)</td> <td>鏡上端~中心 0.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">動</td> <td>壁掛型制御盤・開閉器盤</td> <td>床上~中心 1.5(上端1.9以下)</td> </tr> <tr> <td>操作スイッチ</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">力</td> <td>警報盤</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>端子盤</td> <td>床上~中心 1.5(上端2.2以下)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構内交換</td> <td>集合保安器箱(屋外)</td> <td>地上~中心 1.9~2.2</td> </tr> <tr> <td>集合保安器箱(屋内)</td> <td>床上~中心 1.5(上端1.9以下)</td> </tr> <tr> <td>電話プレート(一般)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">時計・拡声</td> <td>電話プレート(和室)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>壁掛型親時計</td> <td>床上~中心 1.5(上端1.9以下)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>子時計</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td>壁掛スピーカーアッテネーター</td> <td>天井高×0.9 1.1~1.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">インターホン</td> <td>インターホン(壁掛一般)</td> <td>床上~中心 1.3</td> </tr> <tr> <td>“(壁掛身障者)</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>身障者用呼出ボタン</td> <td>0.4~0.9</td> </tr> <tr> <td>身障者復帰ボタン</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">身障者用表示灯</td> <td>身障者用表示灯</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>機器収納箱</td> <td>床上~中心 1.5(上端2.2以下)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テレビ</td> <td>直列ユニット(一般)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>“(和室)</td> <td>0.2</td> </tr> </table>	名称	測点	取付高(m)	電	取用計器・引込開閉器盤	地上~窓中心 1.8から2.0	電	分電盤(ホーム分電盤を除く)	床上~中心 1.5(上端1.9以下)	スイッチ	1.1	身障者用スイッチ	0.9	空調用リモコン	1.3	コンセント(一般)	0.3	コンセント(和室)	0.2	コンセント(土間)	0.8~1.3	身障者用コンセント	0.4	ブラケット(一般)	2.0~2.5	ブラケット(鏡上)	鏡上端~中心 0.15	動	壁掛型制御盤・開閉器盤	床上~中心 1.5(上端1.9以下)	操作スイッチ	1.3	力	警報盤	1.8	端子盤	床上~中心 1.5(上端2.2以下)	構内交換	集合保安器箱(屋外)	地上~中心 1.9~2.2	集合保安器箱(屋内)	床上~中心 1.5(上端1.9以下)	電話プレート(一般)	0.3	時計・拡声	電話プレート(和室)	0.2	壁掛型親時計	床上~中心 1.5(上端1.9以下)	計	子時計	天井高×0.9	壁掛スピーカーアッテネーター	天井高×0.9 1.1~1.3	インターホン	インターホン(壁掛一般)	床上~中心 1.3	“(壁掛身障者)	1.1	身障者用呼出ボタン	0.4~0.9	身障者復帰ボタン	1.1	身障者用表示灯	身障者用表示灯	2.3	機器収納箱	床上~中心 1.5(上端2.2以下)	テレビ	直列ユニット(一般)	0.3	“(和室)	0.2
名称	測点	取付高(m)																																																																							
電	取用計器・引込開閉器盤	地上~窓中心 1.8から2.0																																																																							
電	分電盤(ホーム分電盤を除く)	床上~中心 1.5(上端1.9以下)																																																																							
	スイッチ	1.1																																																																							
	身障者用スイッチ	0.9																																																																							
	空調用リモコン	1.3																																																																							
	コンセント(一般)	0.3																																																																							
	コンセント(和室)	0.2																																																																							
	コンセント(土間)	0.8~1.3																																																																							
	身障者用コンセント	0.4																																																																							
	ブラケット(一般)	2.0~2.5																																																																							
	ブラケット(鏡上)	鏡上端~中心 0.15																																																																							
動	壁掛型制御盤・開閉器盤	床上~中心 1.5(上端1.9以下)																																																																							
	操作スイッチ	1.3																																																																							
力	警報盤	1.8																																																																							
	端子盤	床上~中心 1.5(上端2.2以下)																																																																							
構内交換	集合保安器箱(屋外)	地上~中心 1.9~2.2																																																																							
	集合保安器箱(屋内)	床上~中心 1.5(上端1.9以下)																																																																							
	電話プレート(一般)	0.3																																																																							
時計・拡声	電話プレート(和室)	0.2																																																																							
	壁掛型親時計	床上~中心 1.5(上端1.9以下)																																																																							
計	子時計	天井高×0.9																																																																							
	壁掛スピーカーアッテネーター	天井高×0.9 1.1~1.3																																																																							
インターホン	インターホン(壁掛一般)	床上~中心 1.3																																																																							
	“(壁掛身障者)	1.1																																																																							
	身障者用呼出ボタン	0.4~0.9																																																																							
	身障者復帰ボタン	1.1																																																																							
身障者用表示灯	身障者用表示灯	2.3																																																																							
	機器収納箱	床上~中心 1.5(上端2.2以下)																																																																							
テレビ	直列ユニット(一般)	0.3																																																																							
	“(和室)	0.2																																																																							

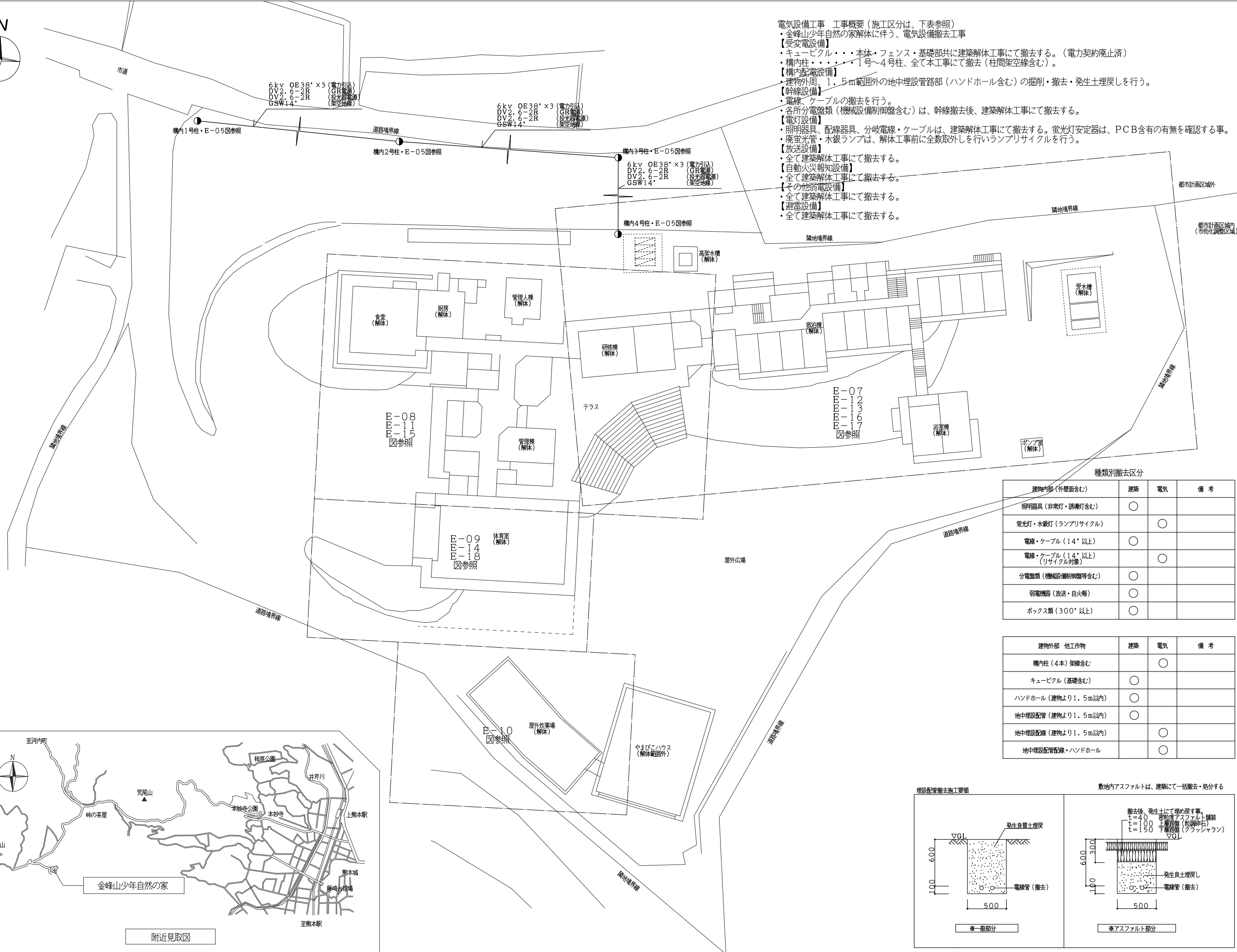
共通事項	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>測点</th> <th>取付高(m)</th> </tr> <tr> <td>自動受信機・副受信機</td> <td>床上~中心</td> <td>1.3~1.5</td> </tr> <tr> <td>発信機</td> <td>1.3~1.5</td> </tr> <tr> <td>火表示灯</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>災ベル</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>報知</td> <td>L Pガス検知器</td> <td>床上~上端 0.3以内</td> </tr> </table>	名称	測点	取付高(m)	自動受信機・副受信機	床上~中心	1.3~1.5	発信機	1.3~1.5	火表示灯	1.9	災ベル	2.1	報知	L Pガス検知器	床上~上端 0.3以内
	名称	測点	取付高(m)													
自動受信機・副受信機	床上~中心	1.3~1.5														
発信機	1.3~1.5															
火表示灯	1.9															
災ベル	2.1															
報知	L Pガス検知器	床上~上端 0.3以内														
盤内表示	(1)受電盤、分電盤等の扉の内面に工事名、施工年月、業者名等を明記すること。															
弱電端子リスト表	(1)構内交換、インターホン、拡声、非常放送、時計、自動火災報知などの弱電端子盤には端子リスト表を作成し、添付すること。															
ケーブル表示	(1)プルボックス・分電盤・端子盤などの内部の配線・導入線アース線には、行先、回路種別、施工年月等を明記した表示札を取り付けること。															
バッテリー	(1)受変電設備・自火報受信機等の防災設備の予備電源バッテリーは、完成検査前半年以内に製造されたものを使用すること。															
受変電設備	キュービクル式配電盤 (1)熊本市盤類仕様2018(設備課)の1.キュービクル式配電盤の規定による。 (2)屋外キュービクルフェンス内には、未舗装であれば玉砂利を厚さ10cm敷くこと。 (3)高圧盤前および断路器操作床面には耐圧10kVのゴムマットを敷くこと。															
屋内電気室	(1)蓄電池設備はキュービクル式とし、制御弁式シール形据置鉛蓄電池を使用すること。(簡易形を除く)															
静止型電源設備	(1)引渡し時には燃料小出槽を満杯にすること。															
自家発電設備	(1)架空配線の引込口は雨水が侵入しないよう処理すること。また、鋼管ポールのボルト穴等も同様とすること。															
構内配線	(1)ハンドホール ①垂鉛めっき製のタラップを深さ0.6mを超え1.2m未満は1本、それ以上は2本取り付けること。 ②ケーブル支持金物を設けること。 ③ケーブル支持金物には、D種接地を施すこと。(弱電専用を除く) ④強電弱電兼用にはセパレータを設けること。 ⑤配管とハンドホールの接続は、内部に水・湿気が浸入しないようコンクリート根巻等の対策をすると共に、建物・屋外盤・外灯等に至る配管にはシーリング材等を充てんすること。 ⑥ケーブルは一巻の余長をとり、支持金物にゆるく固定すること。 ⑦ケーブル・導入線・アース線には、工事名・行先・回路種別施工年月・業者名等を明示した表示札を取り付けること。 ⑧原則として、水抜きを設けること。 (2)管路等のふ設 ①配管埋設部分には高圧、低圧、弱電用など用途に応じて、2倍折込の埋設標識シートを地表下0.3mに埋設すること。 ②掘削部分の埋戻しは、多層に分けて十分に転圧するほか地表部分には余盛りをおこなうこと。 ③管と建物(地下ピット等)との接続部は、屋内に水・湿気が浸入しないようコンクリート根巻等の対策をすると共に、耐久性のあるシーリング材等を充てんすること。 根切り深さ1.5mを超える場合は、原則として軽量鋼矢板を使用すること。矢板の施工が困難な場合は直ちに監督員へ連絡し、受注者と発注者で協議を行い、最適な代替措置を講ずること。															
掘削工事	(1)熊本市盤類仕様2018(設備課)の2.制御盤・分電盤の規定による。															
分電盤	(1)非常電源用、200V用及び専用又は特殊用途のコンセントは、その旨の表示をすること。 (2)同一プレートにスイッチが多数集合する場合及びリモコンスイッチは、点滅区分を表示すること。 (3)壁面の同一箇所にスイッチ、リモコン等が多数集合する場合は、横方向に広げず、縦方向に並べること。 (4)コンセントの送り配線は、分電盤から第一番目のコンセントのみ圧着接続等を行い、以降は送り端子を使用してもよい。 (5)電線及びケーブルの心線相互の接続は、圧着スリーブ、圧着端子等の日本産業規格(JIS規格)に準拠した接続材料を用いること。 ・新金プレート ・ステンレスプレート ・カラープレート															
コンセント	(1)コンセントスイッチ															
スイッチ	(1)小型のダウンライトを除く照明器具は、原則として吊りボルトにより梁、スラブ等に固定すること。やむを得ず野縁受けにより支持する場合は、監督員と協議を行うこと。															
器具の固定																

外灯設備	(1)外灯ポールの安定器蓋のバック金は硬質のバック金を使用すること。 (2)外灯ポールの塗装は上塗塗装を2回回り、養生に十分注意すること。 (3)電源端子台は使用せず、配線は電源ケーブルに直接接続する。また、CKS、遮断器は取り付けない。		
雷保護設備	(1)避雷導線の支持間隔はやむを得ない場合を除き、垂直部分1m以下、水平部分0.6m以下とすること。		
通	電話・構内交換設備 インター設備	(1)電話機、インターホンからアウトレットまでの露出配線は、塩ビプロテクター等を使用し、配線保護を行うと共に美観上注意すること。 (2)電話機、インターホンには、内線番号表をビニールケース等にに入れて掲示すること。	
	拡声・非常放送設備	(1)壁掛けスピーカーは脱落およびぐらつきが無いよう、金具等で堅固に取り付けること。 (2)屋外スピーカーは水平垂直両方向に角度調整が可能ないように、ステンレス製の取付金具を設ける。固定ボルト類もステンレス製とすること。	
信	電気時計設備	(1)子時計は脱落及びぐらつきが無いよう、金具等で堅固に取り付けること。	
	テレビ共同受信設備	(1)工事着工前にアンテナ設置予定地点での電界強度測定(BER・MERを含む)と画像評価をおこない、その結果を監督員に報告すること。 (2)工事完了後、受信点と各端子、増幅器等の電界強度(BER・MERを含む)を測定し、同時に画像評価を行うこと。また、各経路ごとの再遠点の映像写真を各チャンネルごとに撮影すること。 (3)テレビ機器収納箱に受信系統図、主要箇所での電界強度実測値を記入した図面をいれること。	
報	テレビ電波障害対策設備	(1)全障害世帯の工事施工状況、各チャンネル毎の映像写真を撮影すること。	
	監視カメラ設備	(1)ズームレンズを使用したカメラは、取付架台固定部の躯体補強をおこない、画像がぶれないようにすること。	
設	防災設備	(1)増設、改造工事に使用する機器は原則として既存の設備と同一メーカーのものを使用すること。	
	電子納品対象	◎本工事は、電子納品対象工事とする。 ・本工事は、電子納品対象外工事とする。	
電	電子納品に関する基準	電子納品に関する基準は「熊本市電子納品運用ガイドライン(案)(建築編)」(以下、熊本市ガイドライン(案))によるものとする。 ※熊本市ホームページ参照	
	電子納品	電子納品とは、各施工段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、熊本市ガイドライン(案)に示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督員と協議するものとする。	
品	電子データの貸与	本工事では、設計図CADデータを貸与する。(CADデータの著作権者は設計者である。)なお、貸与されたCADデータを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	
	電子化に要する費用	電子化に要する費用は共通仮設費に含まれている。	
シックハウス対策	建築設備工事で使用する塗料、接着剤等は第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以上の性能を有するものとする。また、それ以外の揮発性有機化合物(VOC)についても、発散しないか、極めて発散が少ないものを使用すること。これらの材料の使用にあたっては、監督員の承諾を得ること。		
追記事項	「E-1」総則-共通仕様書に記載の標準仕様書等の監督職員は、監督員と読み替える。		
工事名	令和3年度(2021年度)金峰山少年自然の家解体工事	図番	E-2
熊本市都市建設局公共建築部設備課		2の2 特記仕様書	



電気設備工事 工事概要 (施工区分は、下表参照)

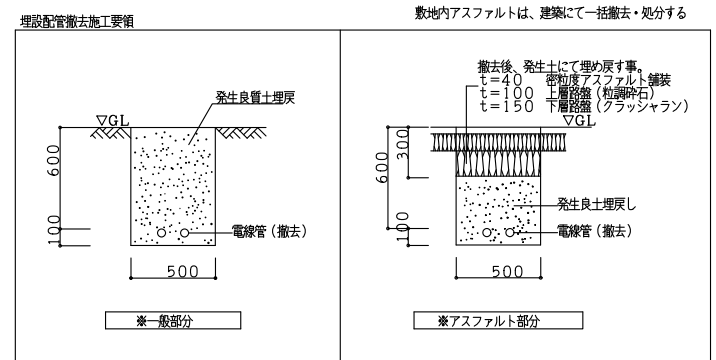
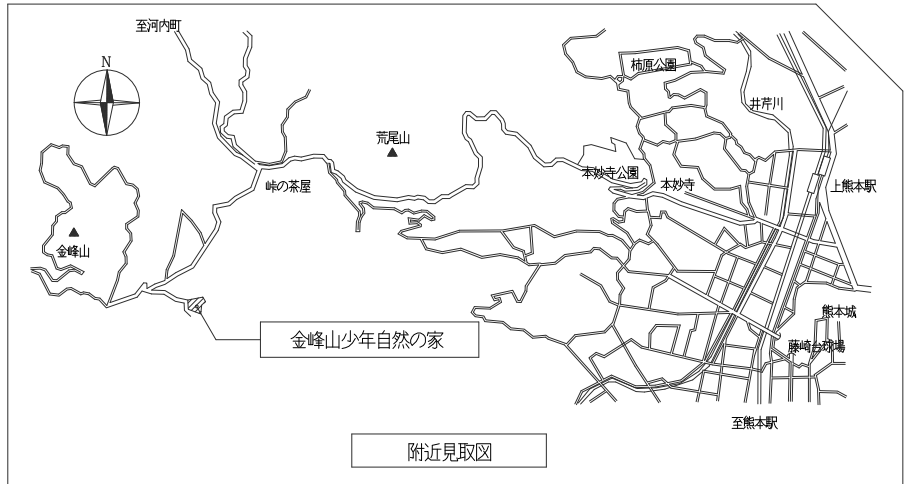
- ・金峰山少年自然の家解体に伴う、電気設備撤去工事
- 【受変電設備】
- ・キュービクル・・・本体・フェンス・基礎部共に建築解体工事にて撤去する。(電力契約廃止済)
- ・構内柱・・・1号~4号柱、全て本工事にて撤去(柱間架空線含む)。
- 【構内配電設備】
- ・建物外周、1.5m範囲外の地中埋設管路部(ハンドホール含む)の掘削・撤去・発生土埋戻しを行う。
- 【幹線設備】
- ・電線、ケーブルの撤去を行う。
- ・電盤類(機械設備制御盤等含む)は、幹線撤去後、建築解体工事にて撤去する。
- 【電灯設備】
- ・照明器具、配線器具、分岐電線・ケーブルは、建築解体工事にて撤去する。蛍光灯安定器は、PCB含有の有無を確認する事。
- ・廃蛍光灯・水銀ランプは、解体工事前に全数取外しを行いランプリサイクルを行う。
- 【放送設備】
- ・全て建築解体工事にて撤去する。
- 【自動火災報知設備】
- ・全て建築解体工事にて撤去する。
- 【その他弱電設備】
- ・全て建築解体工事にて撤去する。
- 【避雷設備】
- ・全て建築解体工事にて撤去する。

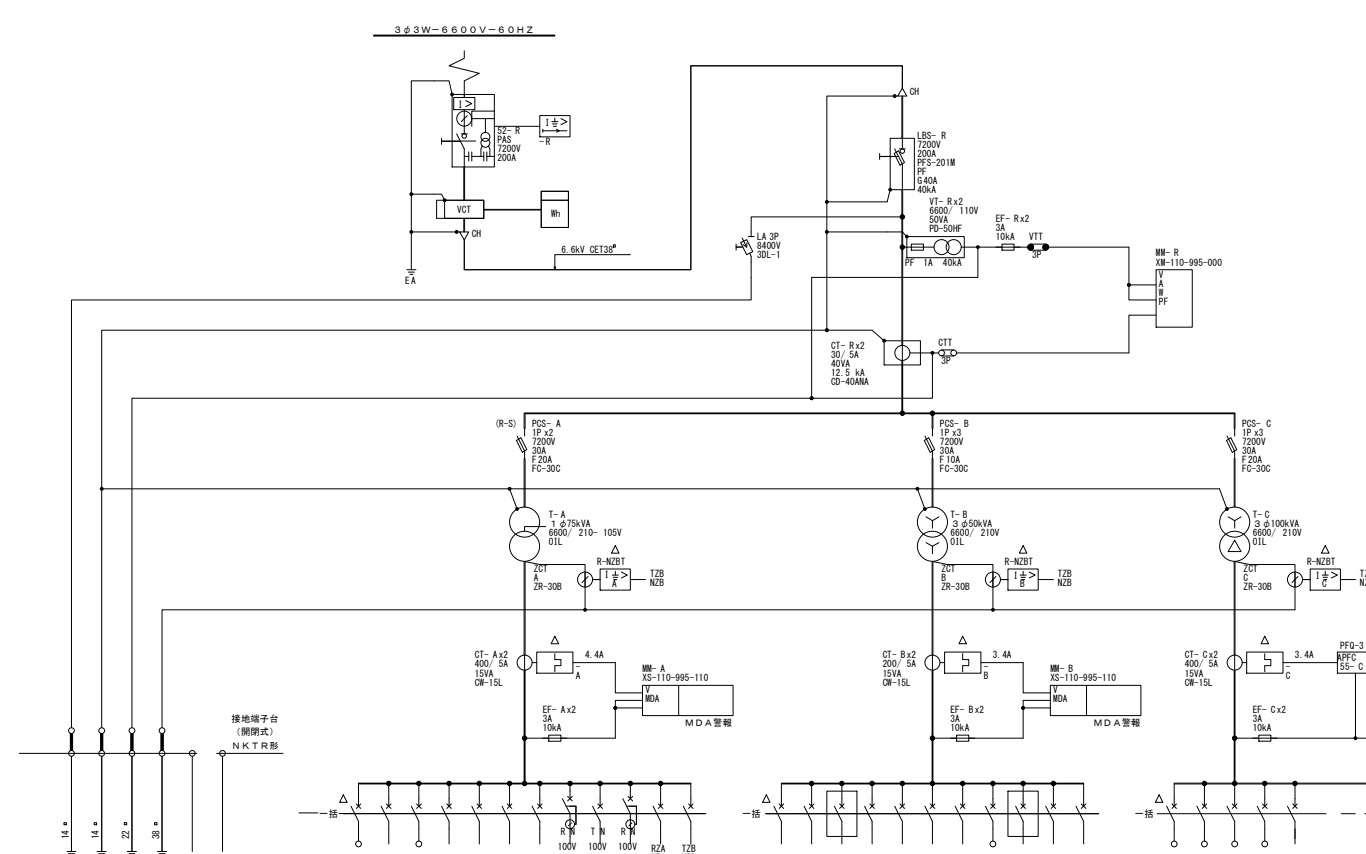


種類別撤去区分

建物内部 (外壁面含む)	建築	電気	備考
照明器具 (非常灯・誘導灯含む)	○		
蛍光灯・水銀灯 (ランプリサイクル)		○	
電線・ケーブル (14" 以上)	○		
電線・ケーブル (14" 以上) (リサイクル対象)		○	
分電盤類 (機械設備制御盤等含む)	○		
弱電機器 (放送・自火報)	○		
ボックス類 (300" 以上)	○		

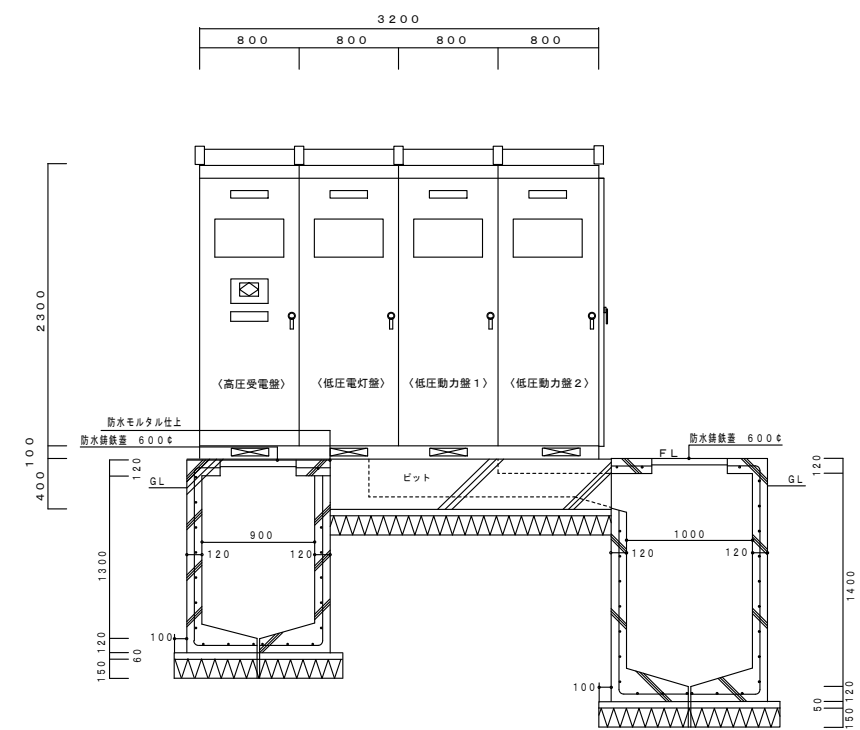
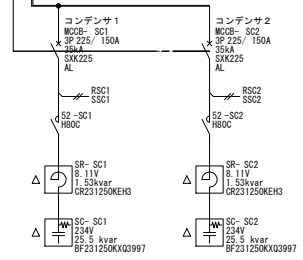
建物外部 他工作物	建築	電気	備考
構内柱 (4本) 架空線含む		○	
キュービクル (基礎含む)	○		
ハンドホール (建物より1.5m以内)	○		
地中埋設配管 (建物より1.5m以内)	○		
地中埋設配線 (建物より1.5m以内)		○	
地中埋設配管電線・ハンドホール		○	



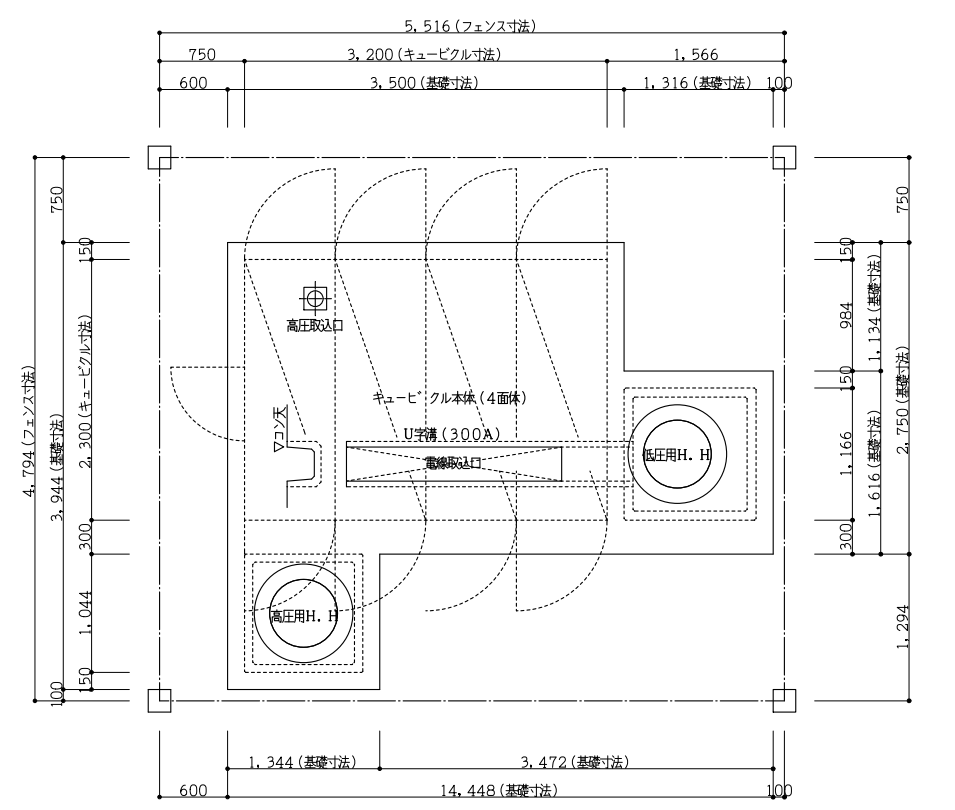


記号	名称	備考
PAS	高圧集中負荷開閉器	SUS・耐塩型
APFC	自動力率調整器	デジタル式
ZCT	零相変流器	
KW	電力計	
COSφ	力率計	
DGR	地絡方向継電器	
LGR	地絡継電器	
VCT	計器用変成器	別途九州電力取付
WH	積算電力計	別途九州電力取付
C.H	ケーブ"ルヘッド"	屋外・耐塩型
DS	断路器	
VCB	真空遮断器	
PT	計器用変圧器	
CT	計器用変流器	
VS	電圧計切替スイッチ	
AS	電流計切替スイッチ	
V	電圧計	
DM	デマンド流計	最大値残針付
A	電流計	
OCR	過電流継電器	
LA	避雷器	耐塩型
LBS	高圧負荷開閉器	ストライカ式
FDS	限流ヒューズ(断絡形)	
PC	高圧カットアウトスイッチ	屋外・耐塩型
PF	電力ヒューズ	計器用
FT	電力ヒューズ	変圧器用
FC	電力ヒューズ	コンデンサー用
F	ヒューズ	
SR	低圧直列リアクトル	
SC	低圧進相コンデンサー	
Tr	変圧器	

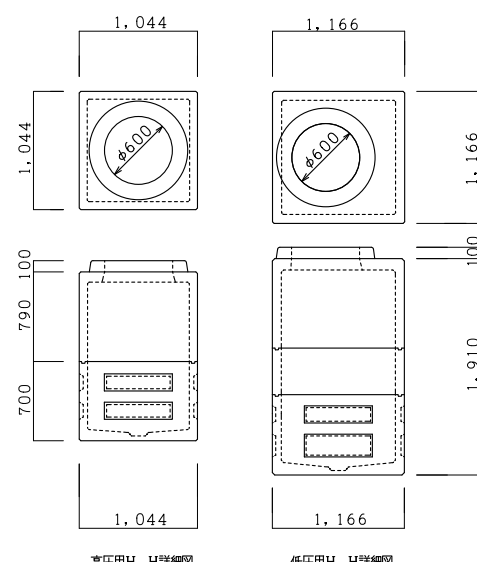
設備 No	設備 名称	仕様	型式	数量	負荷 種別	規格	
						規格	規格
1	低圧電灯盤		S-403S	37	照明	400/250A	1.4
2	低圧動力盤 NO.1		F-300B	1	動力	3P 50/50A	1.4
3	低圧動力盤 NO.2		F-300B	1	動力	3P 50/50A	1.4



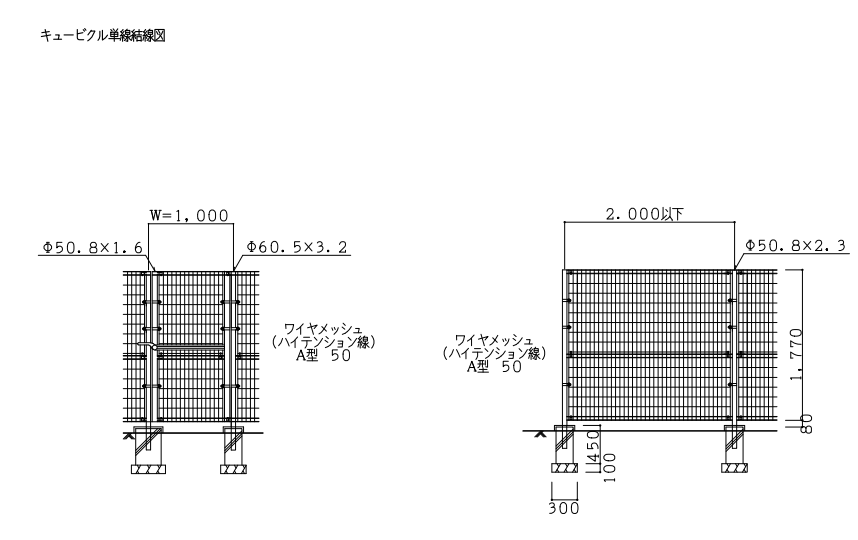
キュービクル立面図(全て建築工事で撤去)



キュービクル基礎平面図

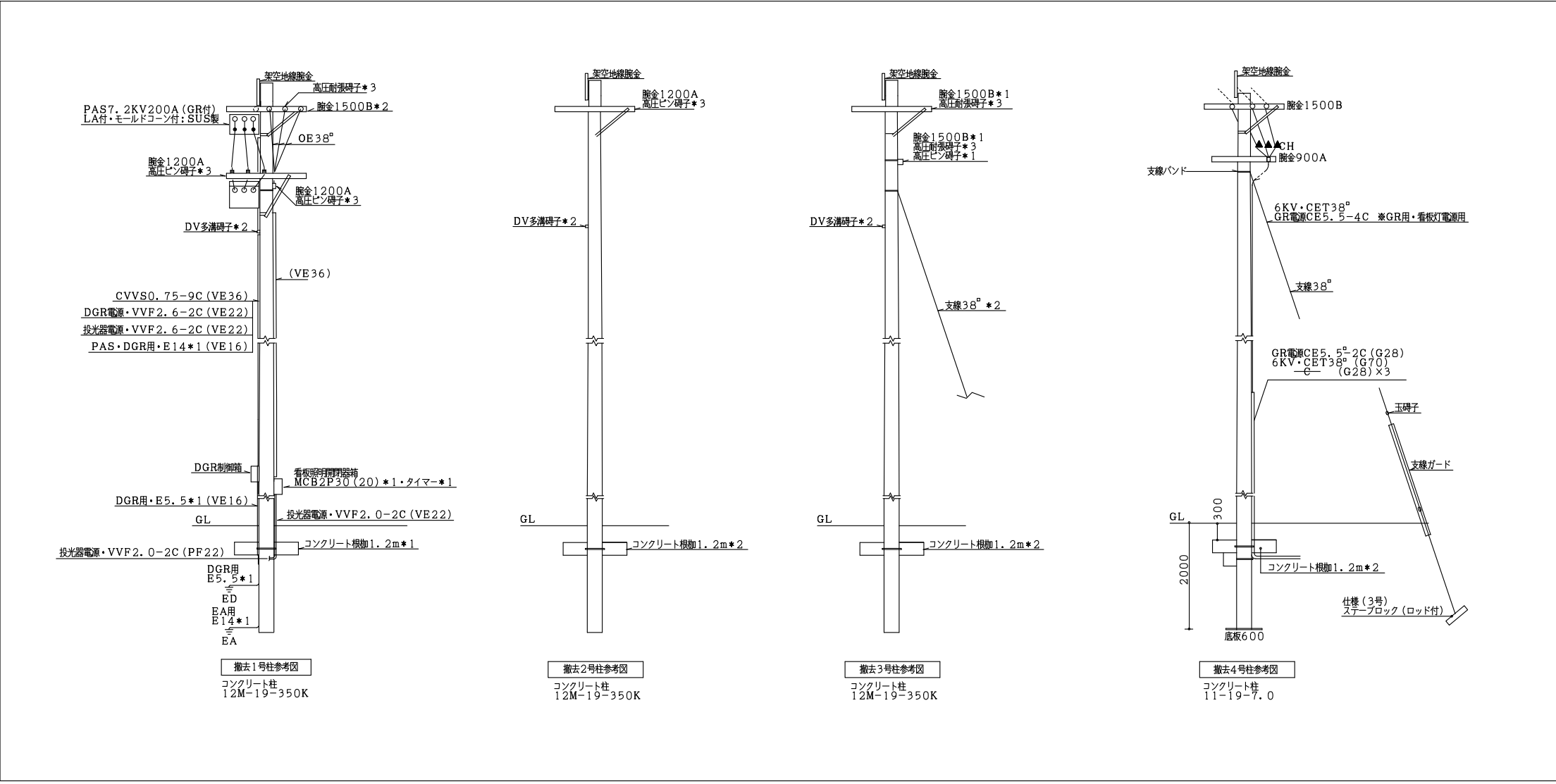


高圧用H.H.詳細図  
低圧用H.H.詳細図



キュービクルフェンス 入口部分詳細図  
キュービクルフェンス詳細図

構内1~4号柱・参考姿図



Draw by	島橋
Draw Date	20/07
Draw No.	E-05
Draw Title	構内1号柱~4号柱詳細図 (撤去図)
Draw Scale	A1: NS A3: NS

電灯・動力設備シンボル凡例 撤去機器（盤類）一覧表

シンボル	名 称	仕 様	W	H	D	数量	備 考
L-※	L-1	銅板製・自立型	700	2480	450	1	管理棟・事務室
	L-2	銅板製・壁掛・半埋込型	500	700	160	1	食堂棟・休憩室
	L-3	銅板製・自立型	550	2250	250	1	宿泊棟1階
	L-4	銅板製・自立型	550	2250	250	1	宿泊棟2階
	L-5	銅板製・壁掛・埋込型	400	300	120	1	管理人棟・玄関
	L-6	銅板製・壁掛型	420	1500	130	1	体育館・控室
	L-7	銅板製・壁掛型・WP	300	300	130	1	屋外炊事場
M-※	M-1	銅板製・壁掛・半埋込型	600	1100	200	1	食堂棟・休憩室
	M-3	銅板製・壁掛型	600	800	200	1	宿泊棟地階・ボイラー室
	M-4	SUS製・自立型	700	1400	300	1	体育館地階・外部
	M-6	銅板製・壁掛型	300	600	120	1	研修棟・外部
排水ポンプ	排水ポンプ室	SUS製・自立型	800	1200	250	1	浴室棟・外部
	空調動力盤	SUS製・壁掛型	300	630	120	1	管理棟・外部
	浄化槽制御盤	SUS製・自立型	800	1700	250	1	浄化槽・機械室
LM-※	LM-A	SUS製・壁掛型	1000	1100	200	1	食堂棟・外部
	LM-B	SUS製・壁掛型	900	1100	200	1	研修棟・外部
	LM-C	SUS製・壁掛型	1000	1350	250	1	宿泊棟1階・外部
S-※	S-1	SUS製・壁掛型	300	430	200	1	宿泊棟1階・外部
	S-2	SUS製・壁掛型	300	430	200	1	宿泊棟1階・外部
安定器収納盤	安定器収納盤	SUS製・壁掛型	700	1400	200	1	体育館・外部
	安定器（水銀灯400W用）	パナソニック YZ40124410	77	310	77	5	体育館・外部
	安定器（水銀灯1000W用）	パナソニック YZ01124410	108	380	111	2	体育館・外部
	安定器収納盤	銅板製・自立型	600	1800	200	1	体育館・控室
	安定器（水銀灯400W用）	ナショナル YZ40121411	77	250	77	12	体育館・控室

弱電・自火報設備シンボル 撤去機器（盤類）一覧表

シンボル	名 称	仕 様	W	H	D	数量	備 考
△▽	非常放送アンプ（防災盤内組込）	銅板製	500	700	160	1	管理棟・事務室 防災盤内収納
▽▽	自火報検査盤（防災盤内組込）	銅板製	400	600	120	1	
▽▽	自火報受信機	銅板製・壁掛	600	500	100	1	
▽▽	火災通報装置（防災盤内組込）	銅板製	300	400	100	1	
◎	報時計（防災盤内組込）	銅板製	500	500	160	1	
▽	防災盤（筐体のみ）	銅板製・壁掛型	700	2480	450	2	
▽	保安器収納端子盤	銅板製・壁掛型	350	700	150	1	管理棟・廊下

プルボックス 撤去一覧表

シンボル	名 称	仕 様	W	H	D	数量	備 考
⊠	プルボックス	SUS製・銅板製	300	300	200	8	
⊠	プルボックス	SUS製・銅板製	400	400	200	2	
⊠	プルボックス	SUS製・銅板製	400	400	300	1	
⊠	プルボックス	SUS製・銅板製	500	300	300	1	
⊠	プルボックス	SUS製・銅板製	500	500	200	1	
⊠	プルボックス	SUS製・銅板製	500	500	500	2	
⊠	プルボックス	SUS製・銅板製	600	600	300	1	
⊠	プルボックス	SUS製・銅板製	600	600	400	1	

電灯設備シンボル 撤去機器一覧表

シンボル	名 称	仕 様	数量	備 考
☐	殺菌灯	6W	2	
☐	照明器具	FL10W-1	2	109
☐	照明器具	FL20W-1	1	
☐	照明器具（ブラケット）	FL20W-1	1	
☐	照明器具	FL20W-2	12	
☐	照明器具	FL20W-3	2	
☐	照明器具	FL40W-1	70	
☐	照明器具	FL40W-2	42	
◎	ブラケット・シーリングライト	FCL30W-1	5	
◎	ブラケット・シーリングライト	FCL40W-1	17	
◎	シーリングライト	FCL40W+32W	1	
◎	ダウンライト・シーリングライト	IL20W	25	
◎	ダウンライト・シーリングライト	IL40W	2	
◎	ダウンライト・シーリングライト	IL60W	128	
◎	ダウンライト・シーリングライト	IL100W	9	
◎	高天井照明器具	IL400W	6	
◎	高天井照明器具・投光器	HF400W	17	
◎	投光器	HF1000W	2	
◎	照明器具（非常灯兼用・BT内蔵）	FL20W-1	15	
◎	照明器具（非常灯兼用・BT内蔵）	FL20W-2	8	
◎	照明器具（非常灯兼用・BT内蔵）	FL40W-1	4	
◎	誘導灯（B級BL形・BT内蔵）	避難口・通路	20	

弱電・自火報設備シンボル 撤去機器一覧表

シンボル	名 称	仕 様	数量	備 考
◎	天井埋込スピーカー		25	
◎	壁掛スピーカー		46	
◎	屋外 屋外トランベツスピーカー		3	
◎	熱感知器	差動式・2種	92	
◎	熱感知器（天井裏設置）			
◎	熱感知器	定温式・1種・防水	11	
◎	熱感知器	定温式・特種	2	
◎	煙感知器	光電式・2種	16	
◎	煙感知器	光電式・3種	4	
◎	発信機・表示灯	屋内消火栓ボックス内組込	6	
◎	給合盤	壁掛型	2	浴室棟・埋込型 体育館下部・露出型

構内配電・幹線設備配管配線 ルート記号種別一覧表

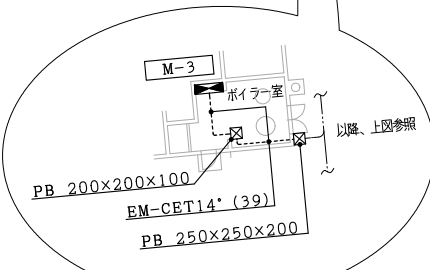
配線種別	ルート記号	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1φ3W L-1・5・6・7	EM-CET150* (FEP80)	○	○	○												
1φ3W L-2	EM-CE8* -3C・E22* (FEP40)	○	○	○												
3φ3W M-1	EM-CET14* (FEP40)	○	○	○												
空調動力 M-6	EM-CET14* (FEP40)	○	○	○												
屋外消火ポンプ M-4	FP14* -3C (FEP80)	○	○	○												
予 備	(FEP100)	○														
1φ3W L-5	EM-CE8* -3C (FEP30)			○												
キュービクル一括警報	EM-FCPEE1.2-2C (FEP30)	○	○	○												
1φ3W LM-A・B	EM-CET14* (FEP30)	○			○											
3φ3W LM-A	EM-CET60*・E14* (FEP65)	○			○											
3φ3W LM-B	EM-CET38*・E14* (FEP65)	○			○											
予 備	(FEP50)		○	○												
1φ3W LM-C	EM-CE8* -3C (FEP30)					○							○	○		
3φ3W LM-C	EM-CET100* (FEP65)					○							○	○		
3φ3W LM-C	EM-CET150*・E22* (FEP80)					○							○	○		
1φ3W L-3・4	EM-CET60* (FEP50)					○							○			
3φ3W 給水ポンプ	EM-CE8* -3C (FEP40)							○		○						○
3φ3W 消火ポンプ	EM-FP14* -3C (FEP40)								○		○					○
1φ2W ボンブ室電灯	EM-CE5.5* -2C (FEP30)								○		○					○
3φ3W M-3	EM-CET14* (FEP40)							○	○		○					
警報盤	EM-CBE2.0* -8C (FEP30)									○	○					○
警報盤	EM-CBE2.0* -5C (FEP30)									○	○					○
消火栓起動リレー	HP1.2-5P (FEP30)									○	○					○
補給水槽電極	EM-CBE2.0* -3C (FEP30)									○	○					○
1φ2W 凍結防止ヒーター	EM-CE3.5* -2C (FEP30)											○	○			○
3φ3W 浄化槽	EM-CET22* (FEP40)								○	○		○				
1φ3W 屋外トイレ	EM-CET22* (FEP40)												○			
3φ3W 排水ポンプ	EM-CET22* (FEP40)												○	○		
1φ3W 排水ポンプ	EM-CET22* (FEP40)												○	○		
1φ3W LM-C	EM-CE8* -3C (ころがし)													○		
3φ3W LM-C	EM-CET100* (ころがし)													○		
3φ3W LM-C	EM-CET150*・E22* (ころがし)													○		
1φ3W L-3・4	EM-CET60* (ころがし)													○		
1φ3W LM-C	EM-CE8* -3C (G36)															○
3φ3W LM-C	EM-CET100* (G70)															○
3φ3W LM-C	EM-CET150*・E22* (G82)															○



宿舎棟2階平面図

宿舎棟1階平面図

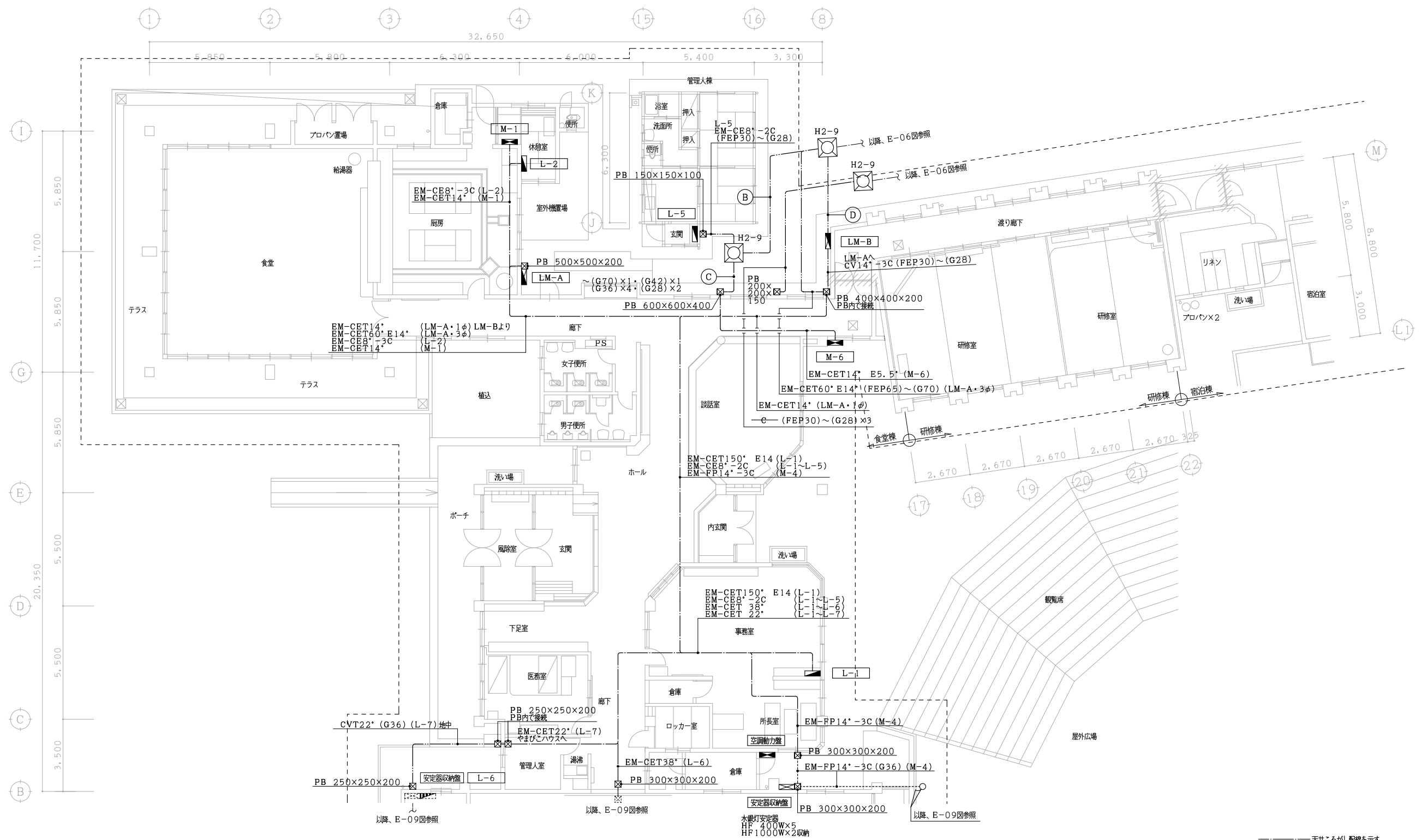
浴室棟1階平面図



H2-9  
□ハンドホール: H2-9 (900×900×900)・・・3個

--- 建築解体工事による掘削・撤去範囲を示す。

Draw by	島橋
Draw date	20/07
Draw no.	E-07
Draw title	幹線設備 平面図-1 (撤去図)
Draw scale	A1: 1/200 A3: 1/400



- 天井ごしがし配線を示す
  - 地中埋設配管・配線を示す
  - 露出配管・配線を示す
- H2-9  
 □ ハンドホール: H2-9 (900×900×900)・・・2個
- 建築解体工事による撤削・撤去範囲を示す。

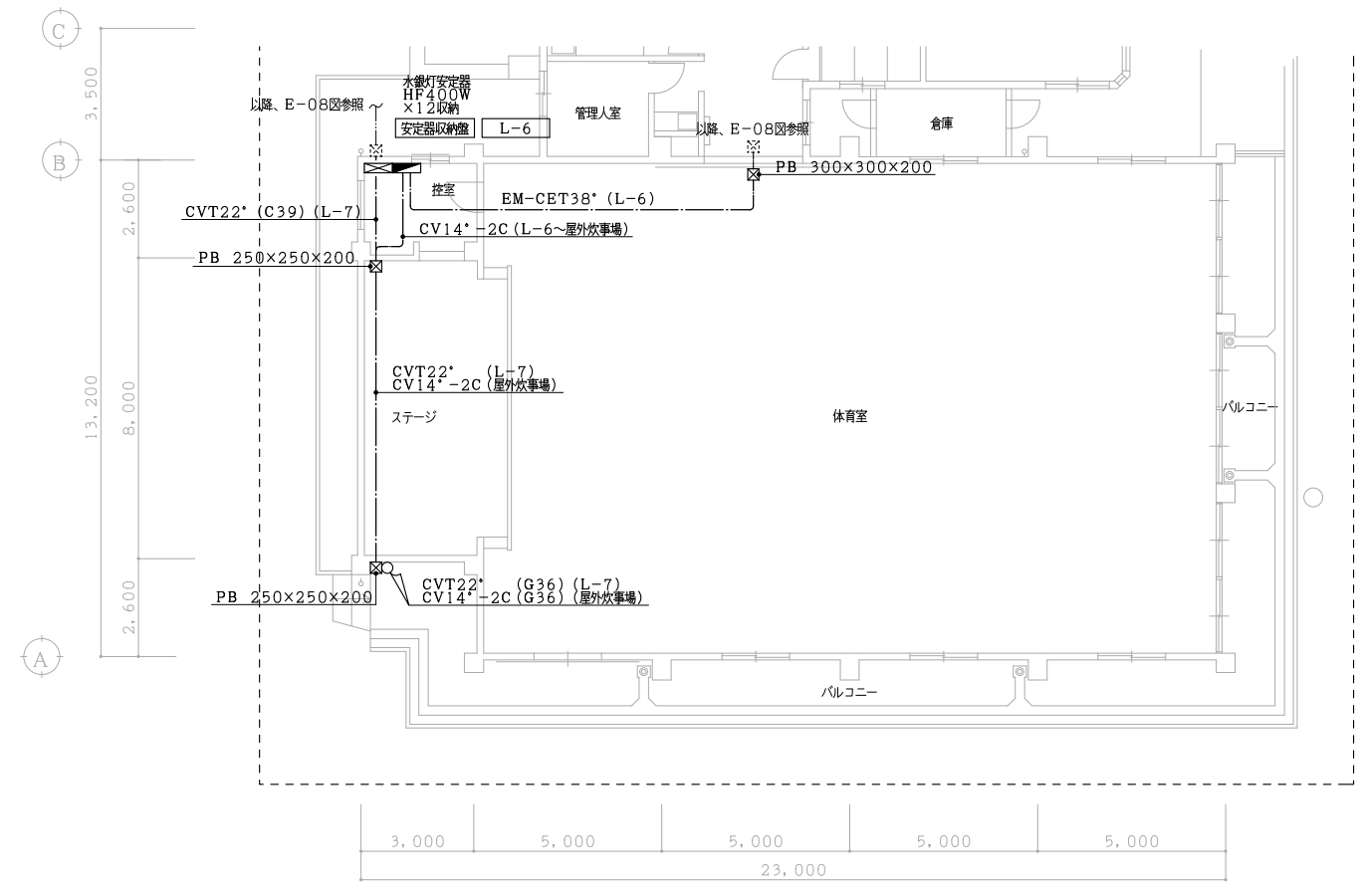
管理棟・食堂棟・研修棟1階平面図 S=1/100

Draw by	豊橋
Draw date	20/07
Draw no.	E-08

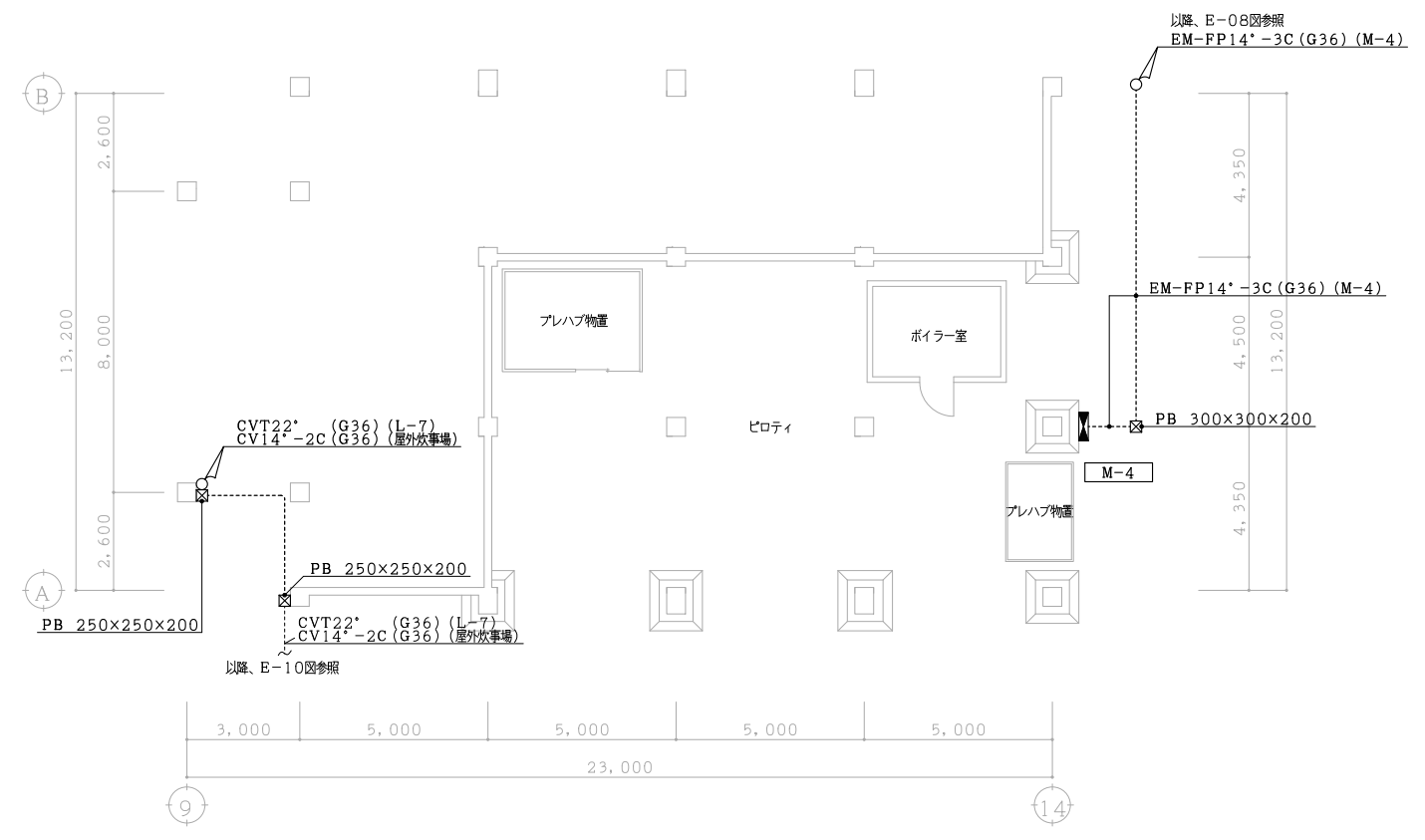
Draw title	幹線設備 平面図-2 (撤去図)
Draw scale	A1: 1/100 A3: 1/200

環・空間設計室  
 casa@kan-ku-kan.biz  
 船本市東区戸島5丁目7-14  
 TEL: 0560-285-3036  
 FAX: 285-3057  
 一級建築士事務所 熊本県知事登録第3036号  
 一級建築士登録 第298672号  
 管理棟 豊橋 松崎信博





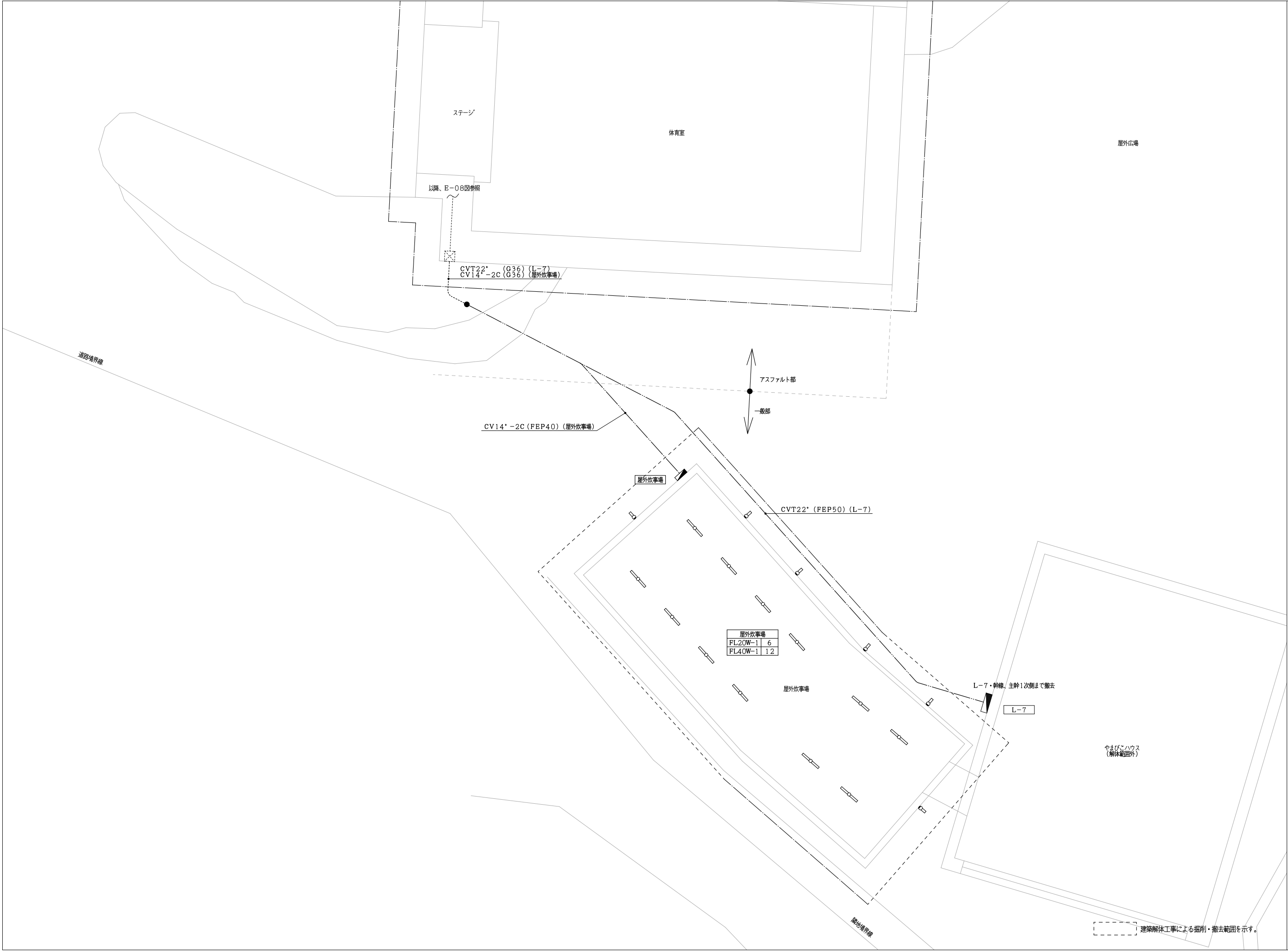
体育館1階平面図 S=1/100



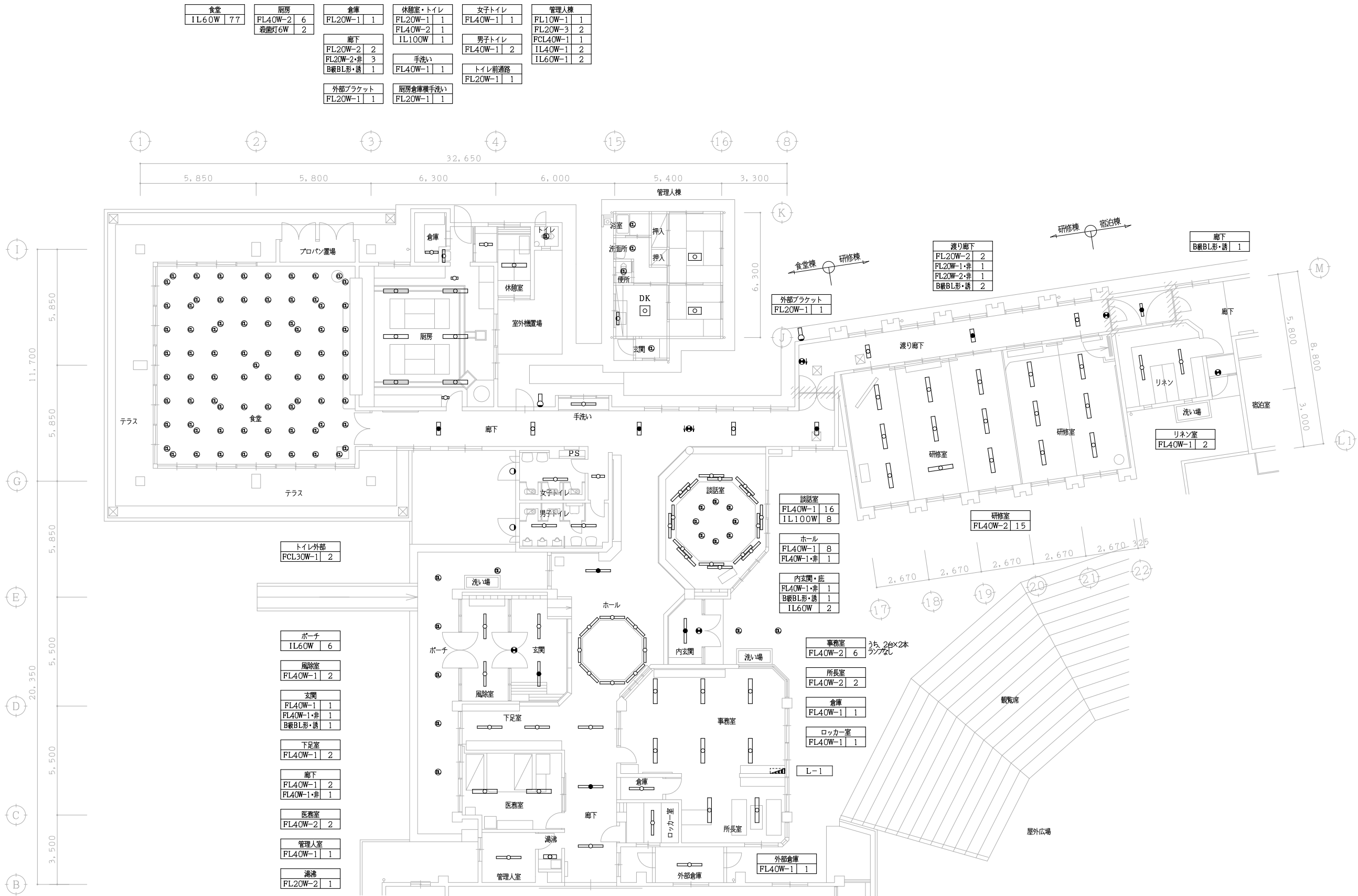
体育館地階平面図 S=1/100

建築解体工事による撤削・撤去範囲を示す。

Draw by	豊橋
Draw Date	20/07
Draw No.	E-09
Draw Title	幹線設備 平面図-3 (撤去図)
Draw Scale	A1:1/100 A3:1/200



Draw BY	豊橋
Draw DATE	20/07
Draw No.	E-10
Draw TITLE	幹線設備 平面図-4 (撤去図)
Draw SCALE	A1: 1/100 A3: 1/200



食堂 IL60W 77	厨房 FL40W-2 6 殺菌灯6W 2	倉庫 FL20W-1 1	休憩室・トイレ FL20W-1 1 FL40W-2 1 IL100W 1	女子トイレ FL40W-1 1	管理棟 FL10W-1 1 FL20W-3 2 FCL40W-1 1 IL40W-1 2 IL60W-1 2
		廊下 FL20W-2 2 FL20W-2・非 3 B縦BL形・誘 1	手洗い FL40W-1 1	男子トイレ FL40W-1 2	
		外部ブラケット FL20W-1 1	トイレ前通路 FL20W-1 1		

ポーチ IL60W 6
風除室 FL40W-1 2
玄関 FL40W-1 1 FL40W-1・非 1 B縦BL形・誘 1
下足室 FL40W-1 2
廊下 FL40W-1 2 FL40W-1・非 1
医務室 FL40W-2 2
管理棟 FL40W-1 1
湯沸 FL20W-2 1

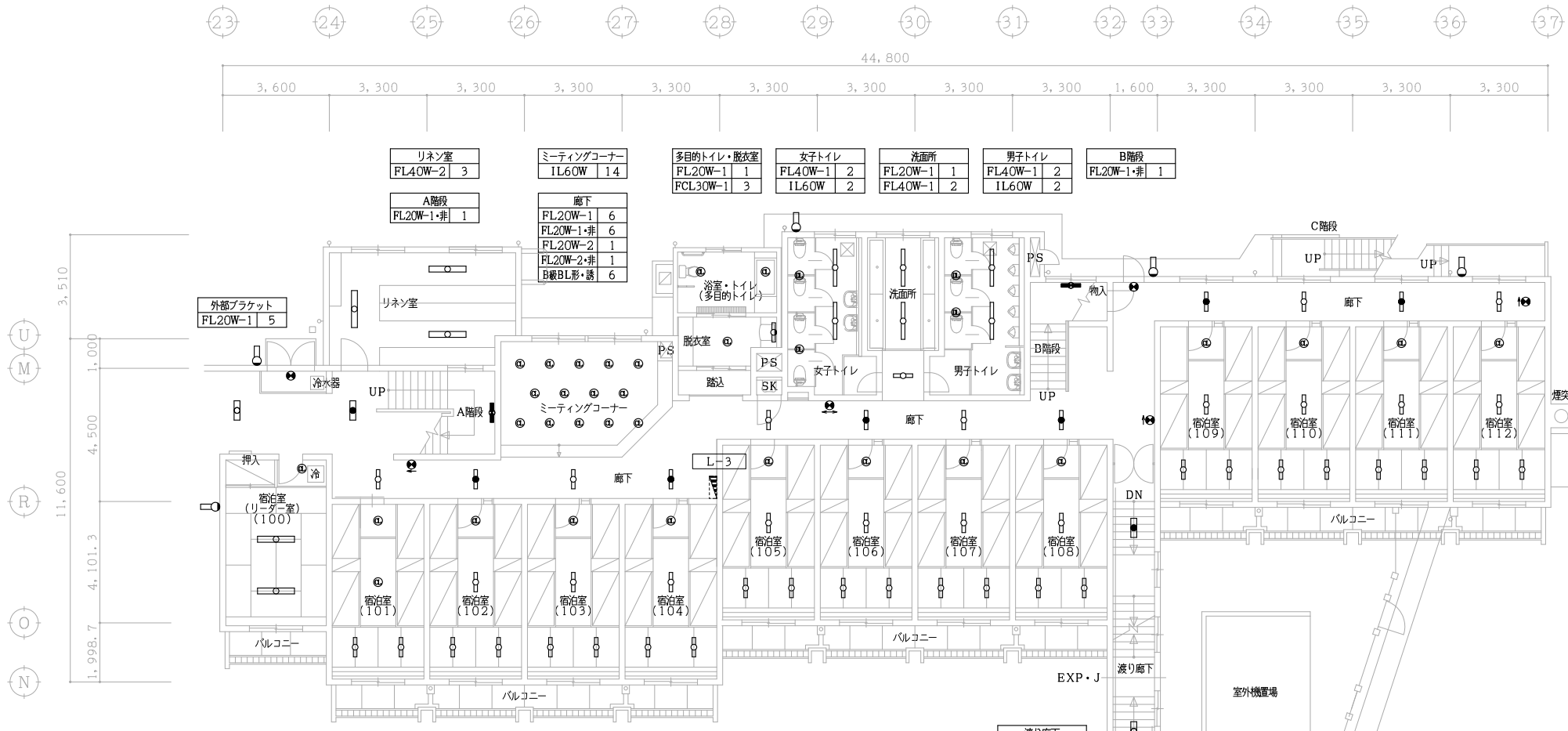
談話室 FL40W-1 16 IL100W 8
ホール FL40W-1 8 FL40W-1・非 1
内玄関・庇 FL40W-1・非 1 B縦BL形・誘 1 IL60W 2

事務室 FL40W-2 6 うち、2台×2本 ラップスル
所長室 FL40W-2 2
倉庫 FL40W-1 1
ロッカー室 FL40W-1 1

渡り廊下 FL20W-2 2 FL20W-1・非 1 FL20W-2・非 1 B縦BL形・誘 2
--

管理棟・食堂棟・研修棟1階平面図 S=1/100

Draw by 鳥橋
Draw Date 20/07
Draw No. E-11
Draw Title 電灯設備 管理棟・食堂棟・研修棟 管理棟・平面図 (撤去図)
Draw Scale A1:1/100 A3:1/200

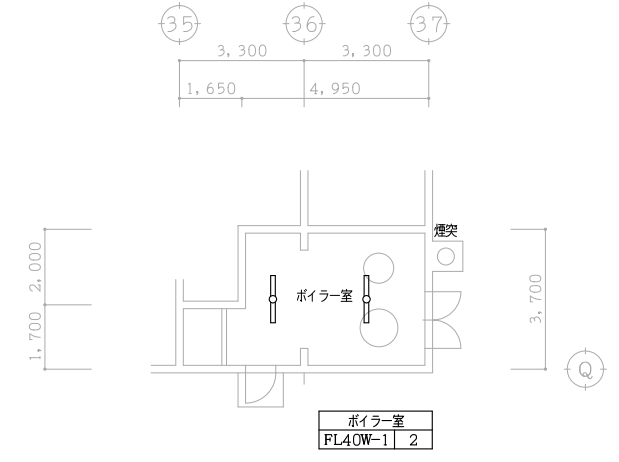
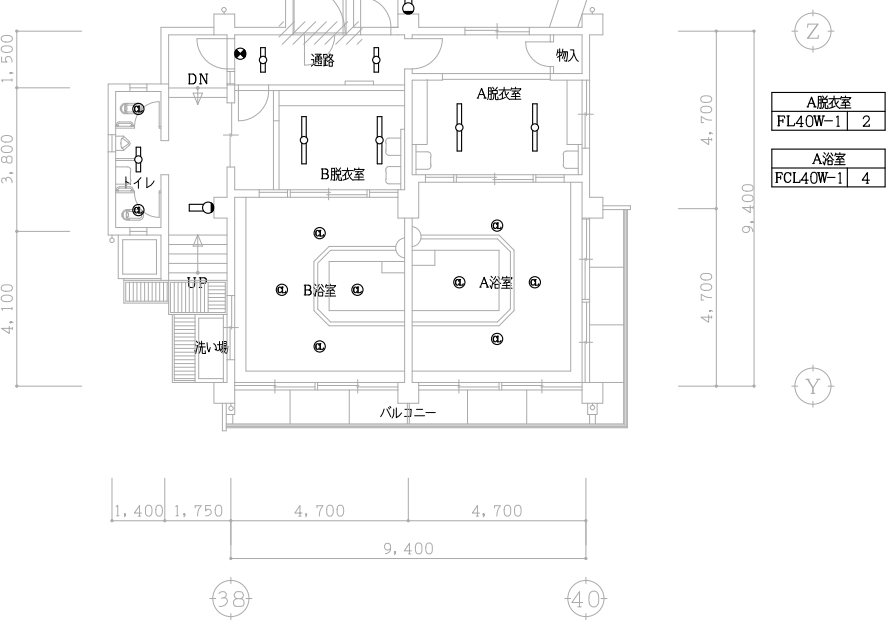


宿泊室 (100)	宿泊室 (101)	宿泊室 (102-112)	11室
FL40W-2 2	FL20W-1 2	FL20W-1 3	
IL20W 1	FCL72W-1 1	IL20W 1	

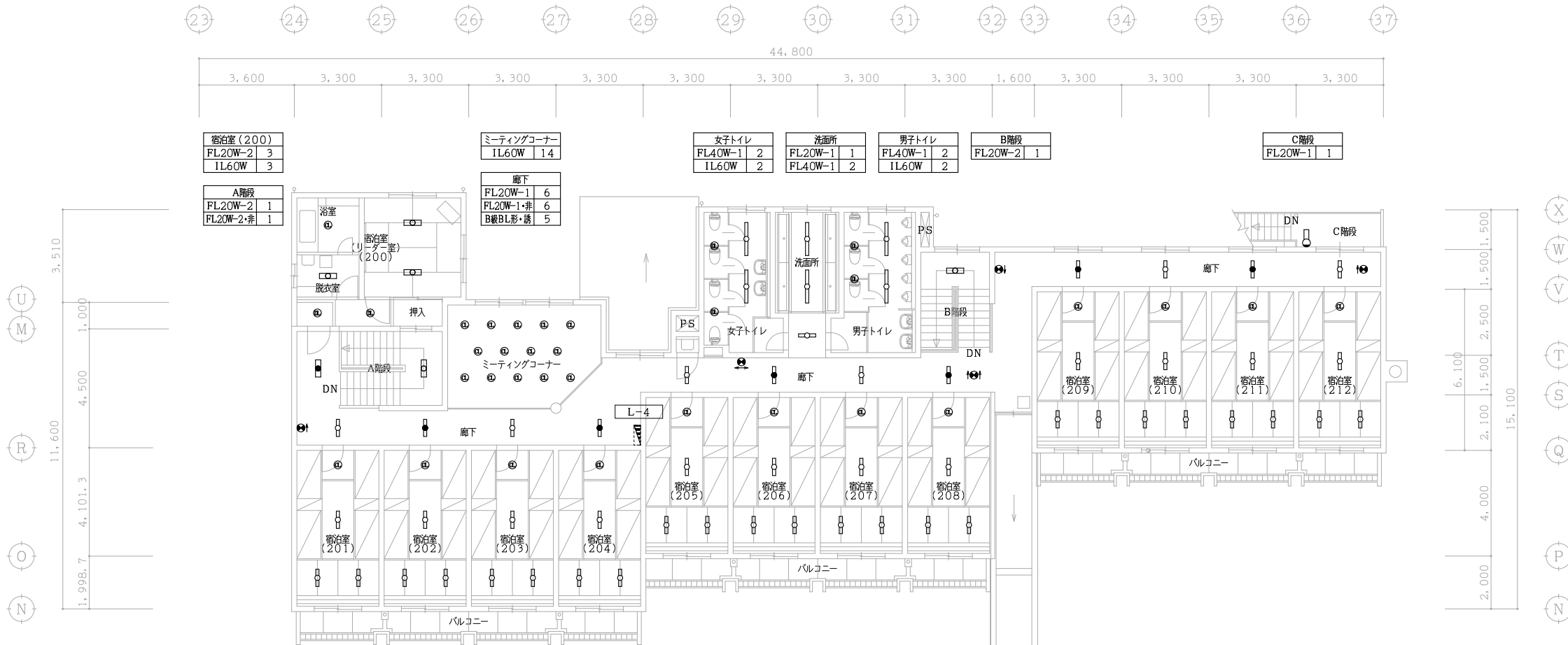
渡り廊下	FL20W-2 1
	FL20W-2非 2

宿泊棟・浴室棟1階平面図 S=1/100

外部ブラケット	FL20W-1 2
通路	FL20W-1 2
B縦B形・誘	1
B脱衣室	FL40W-1 2
B浴室	FCL40W-1 4
トイレ	FL20W-1 1
	IL60W-1 2



地下平面図 S=1/100

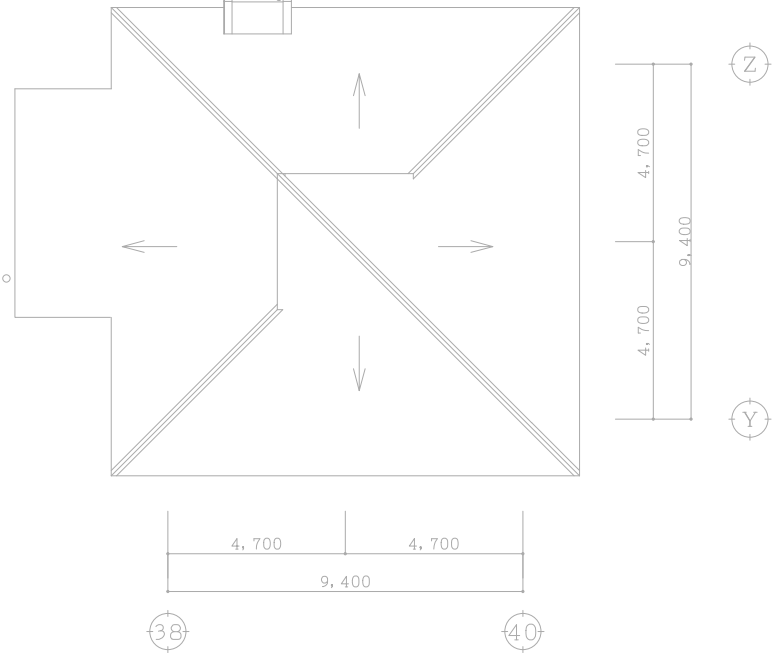


宿泊室(200) FL20W-2 3 IL60W 3	ミーティングコーナー IL60W 14	女子トイレ FL40W-1 2 IL60W 2	洗面所 FL20W-1 1 FL40W-1 2	男子トイレ FL40W-1 2 IL60W 2	B階段 FL20W-2 1	C階段 FL20W-1 1
----------------------------------	------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------------------	------------------

A階段 FL20W-2 1 FL20W-2-非 1	廊下 FL20W-1 6 FL20W-1-非 6 B線BL形・番 5
---------------------------------	---

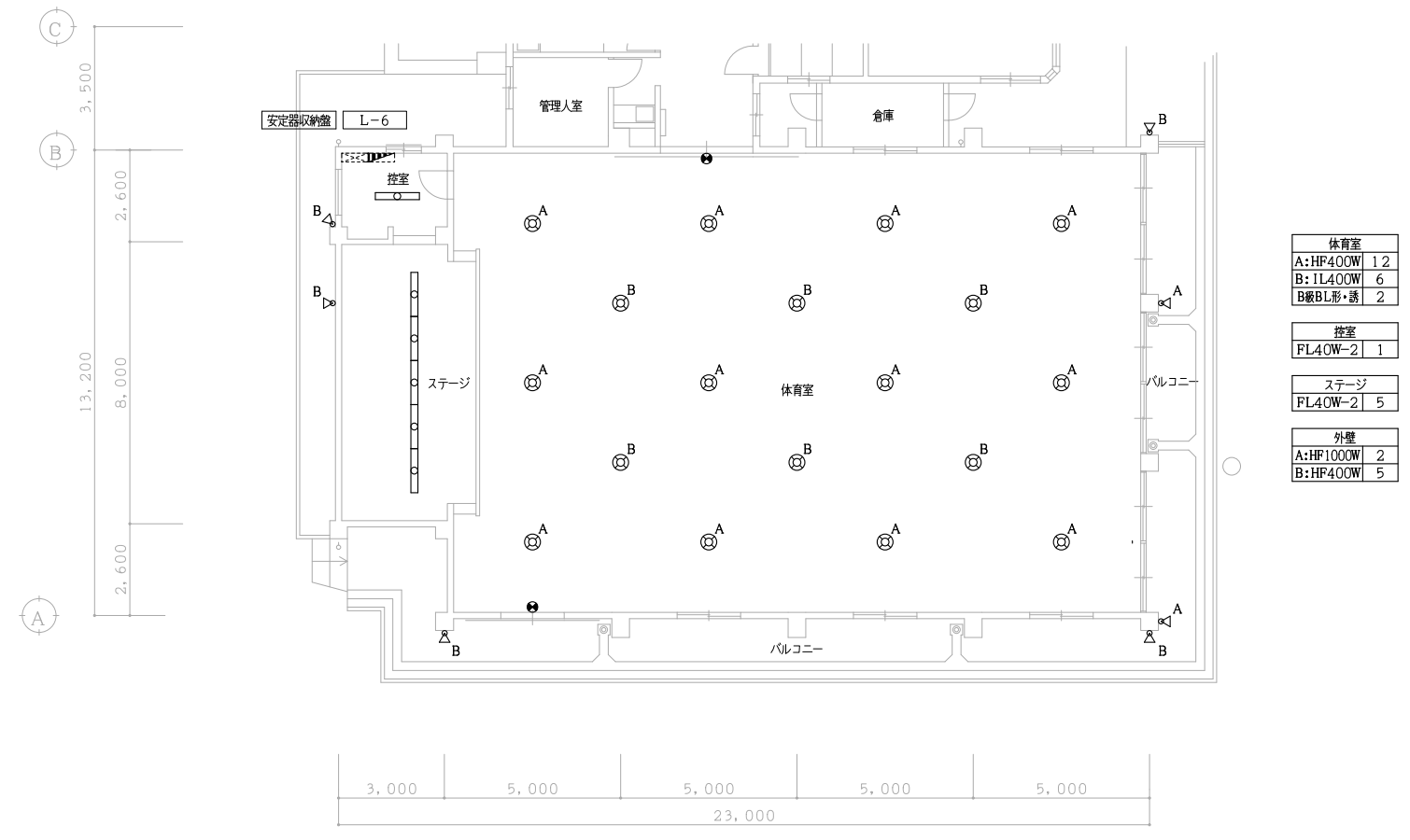
宿泊室(201~212) 12室 FL20W-1 3 IL20W 1
--

宿泊棟2階平面図 S=1/100

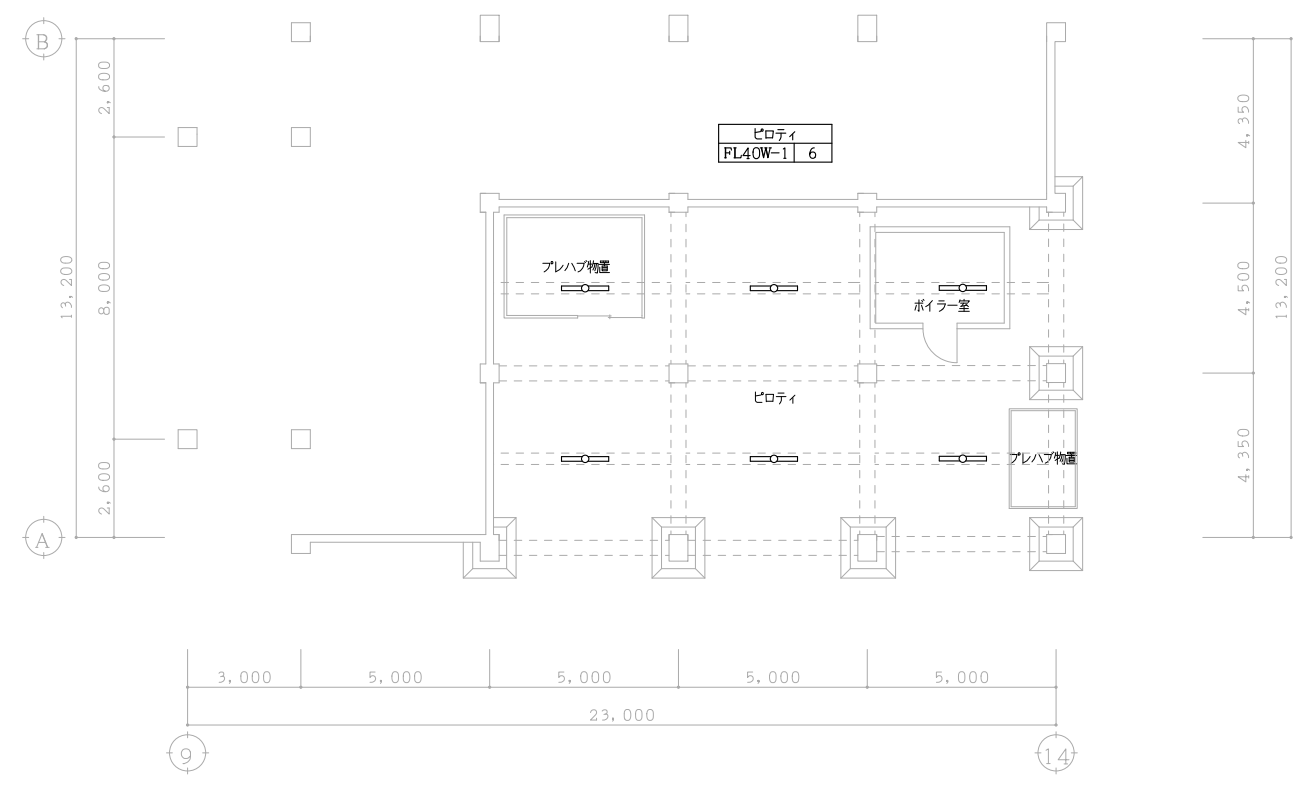


浴室棟屋根伏図 S=1/100

Draw by	島橋
Draw date	20/07
Draw no.	E-13
Draw title	電灯設備 宿泊棟2階平面図 (撤去図)
Draw scale	A1:1/100 A3:1/200

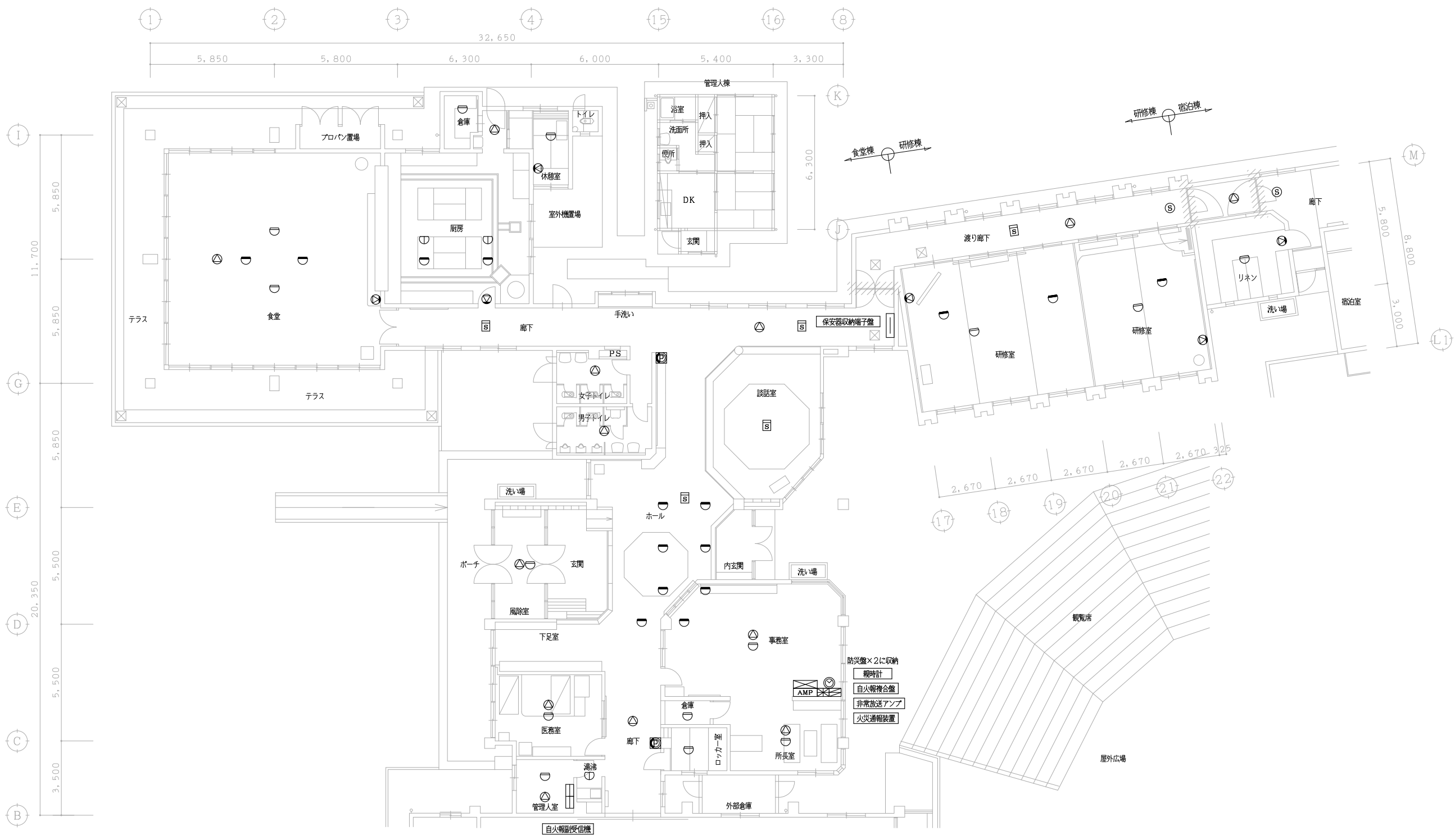


体育館1階平面図 S=1/100



体育館地階平面図 S=1/100

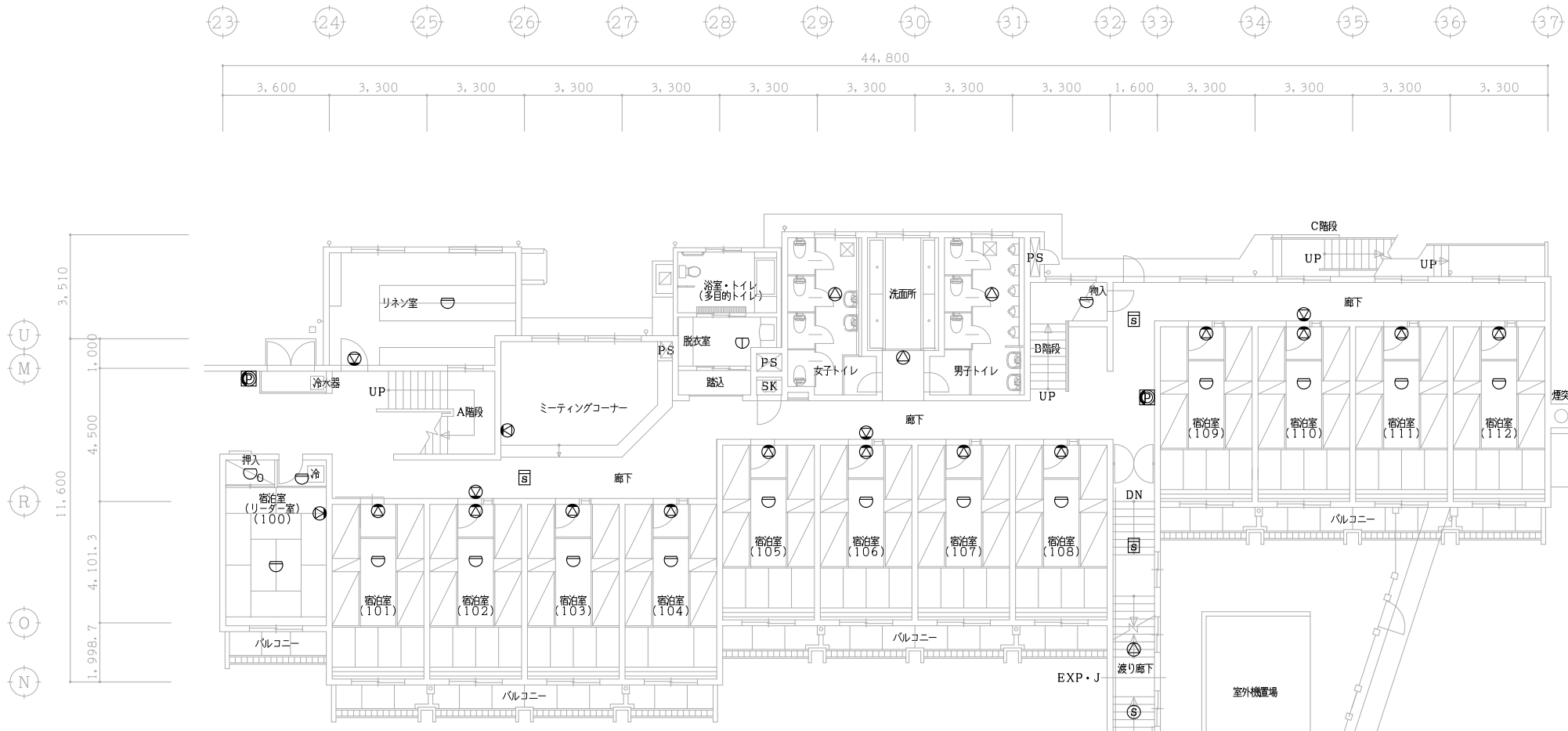
Draw by	豊橋
Draw Date	20/07
Draw No.	E-14
Draw Title	電灯設備 体育館平面図 (撤去図)
Draw Scale	A1:1/100 A3:1/200



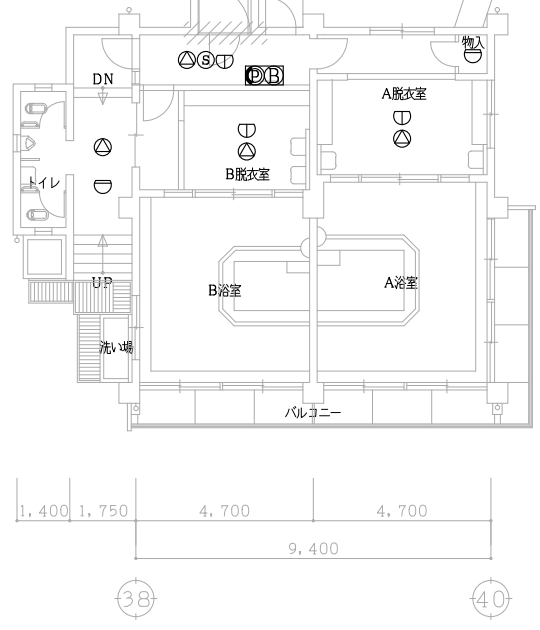
管理棟・食堂棟・研修棟1階平面図 S=1/100

Draw by	豊橋
Draw Date	20/07
Draw No.	E-15
Draw Title	弱電設備 管理棟・食堂棟・研修棟 管理棟 平面図 (撤去図)
Draw Scale	A1:1/100 A3:1/200

**環・空間設計室**  
 casa@kan-ku-kan.biz  
 船本市東区戸島5丁目7-14  
 TEL: 0960-285-3036  
 FAX: 285-3057  
 一般建築士事務所 船本南町事務所 3036号  
 一般建築士事務所 298672号  
 管理建築士 松崎信博



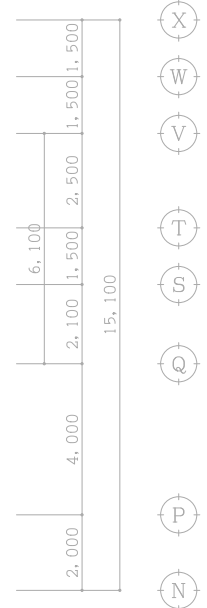
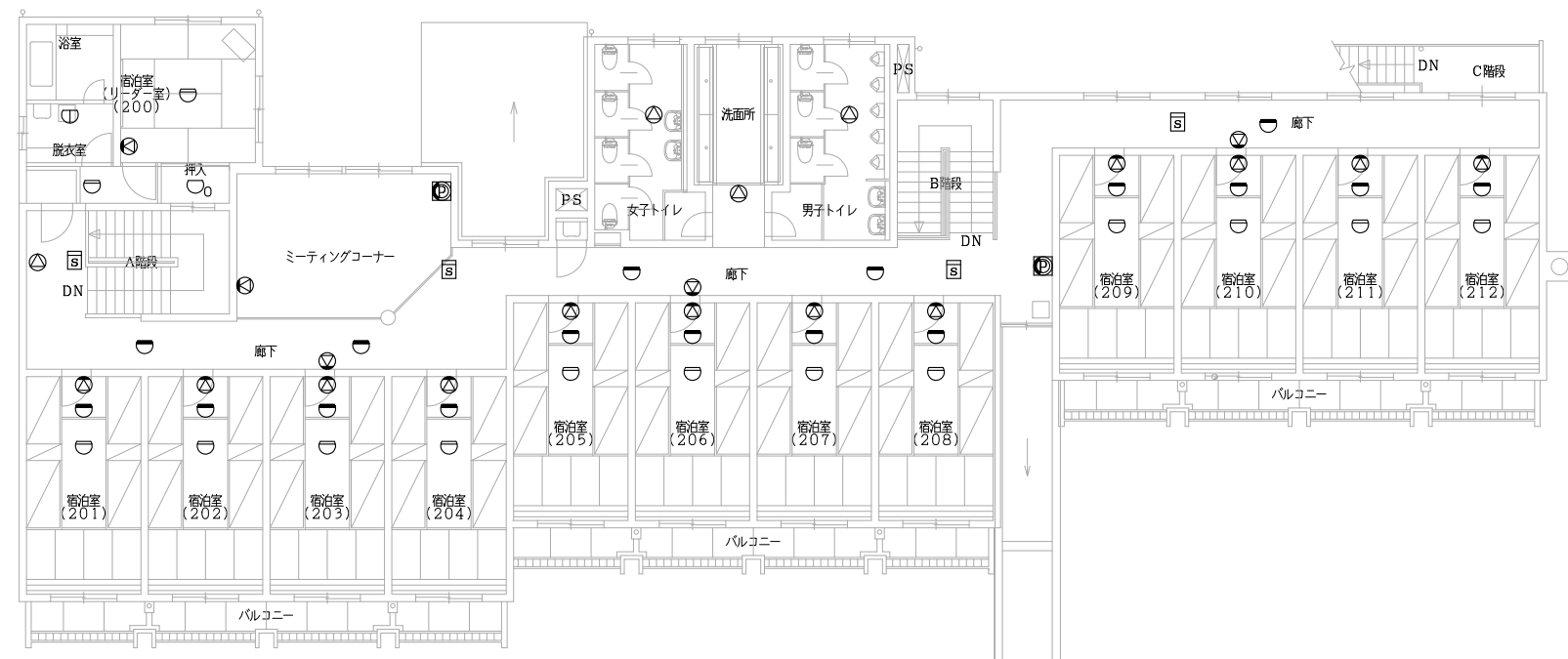
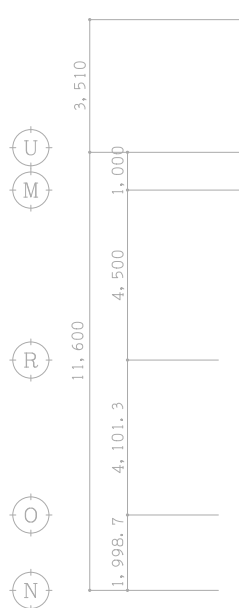
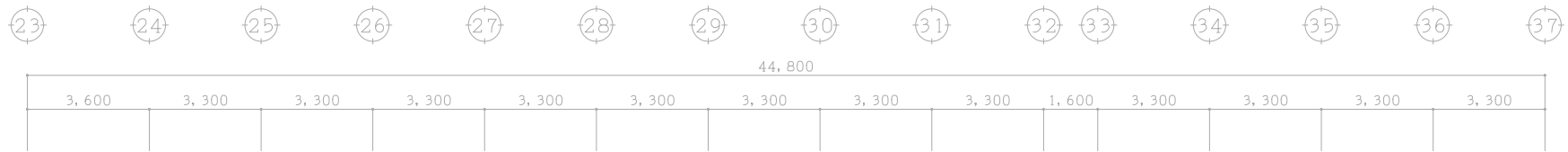
宿舎棟・浴室棟1階平面図 S=1/100



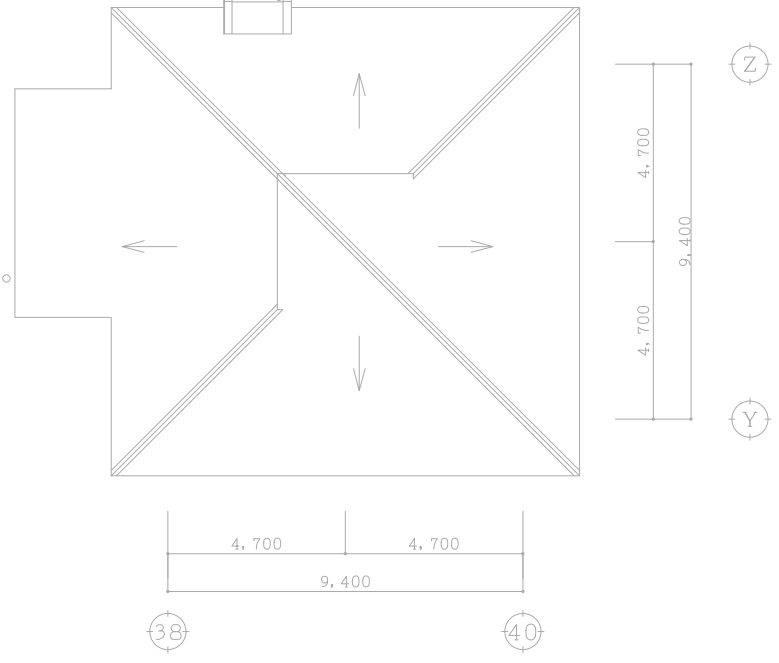
地下平面図 S=1/100

Draw BY	豊橋
Draw DATE	20/07
Draw No.	E-16
Draw TITLE	弱電設備 宿舎棟1階・浴室棟 平面図 (撤去図)
Draw SCALE	A1:1/100 A3:1/200



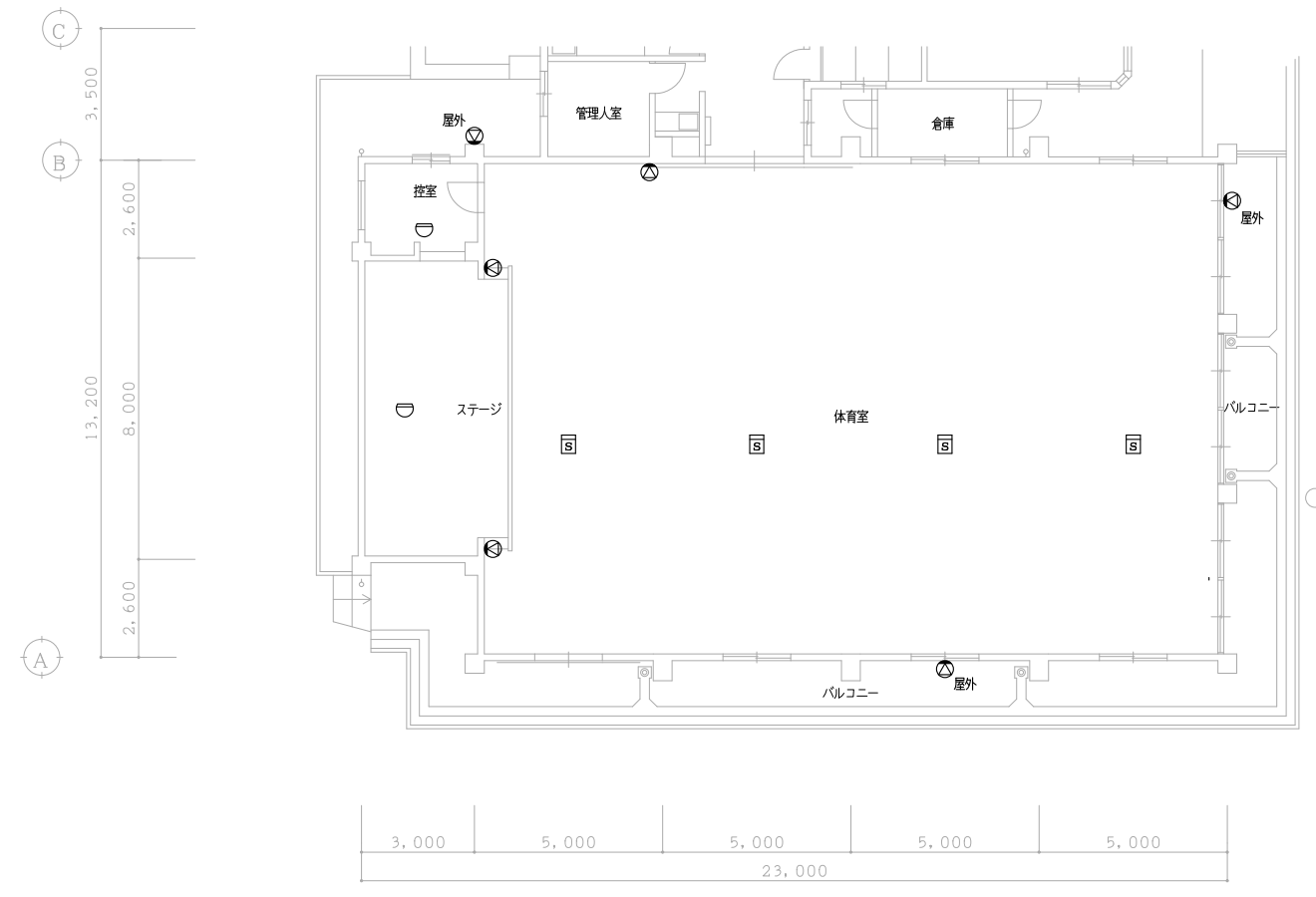


宿泊棟2階平面図 S=1/100

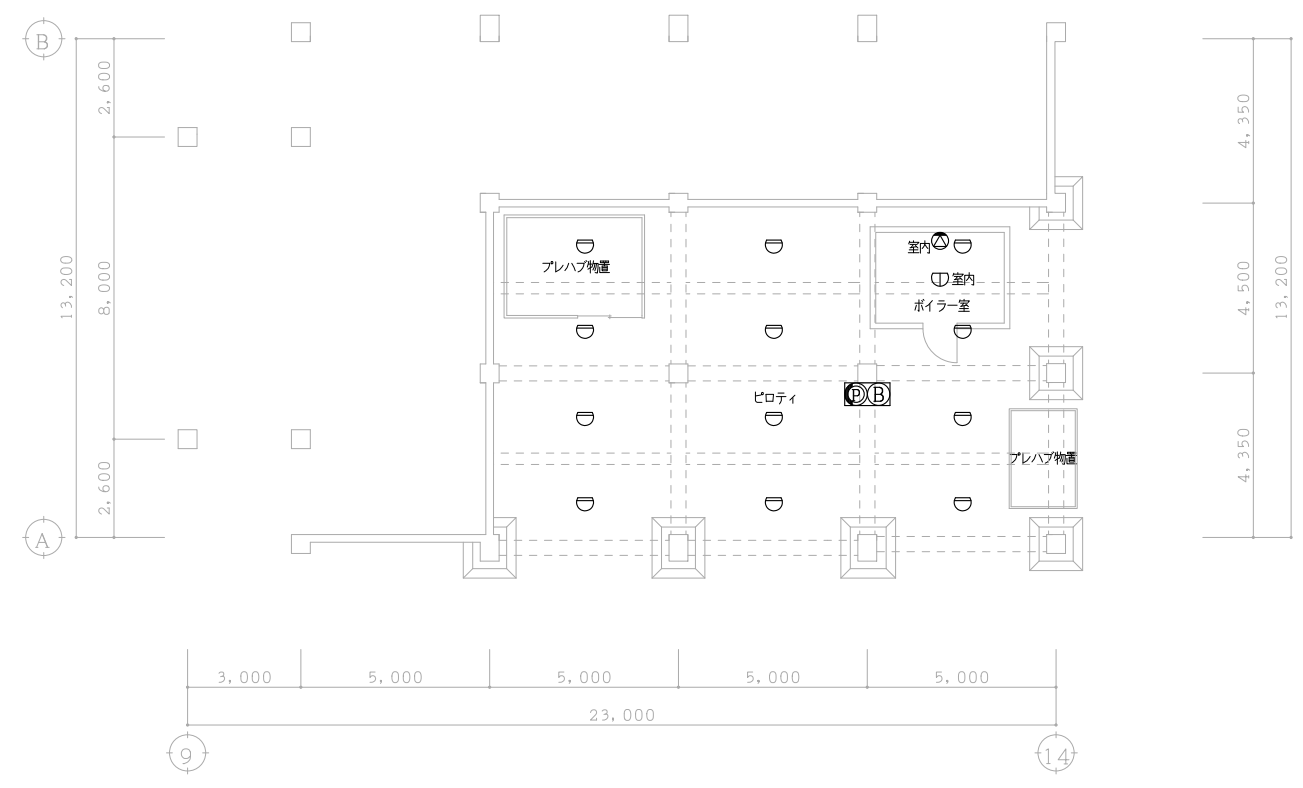


浴室棟屋根伏図 S=1/100

Draw by	豊橋
Draw date	20/07
Draw no.	E-17
Draw title	弱電設備 宿泊棟2階平面図 (撤去図)
Draw scale	A1:1/100 A3:1/200



体育館1階平面図 S=1/100



体育館地階平面図 S=1/100

Draw by	豊橋
Draw Date	20/07
Draw No.	E-18
Draw Title	弱電設備 体育館平面図 (撤去図)
Draw Scale	A1:1/100 A3:1/200

熊本市機械設備工事特記仕様書 NO. 1		工 事 名		（2020・ ）		図 面 名		スケール		図 番																																																
工 事 名	金峰山少年自然の家解体工事					熊本市機械設備工事特記仕様書 No. 1		N.S.		M-01																																																
	熊本市西区池上町3071-5																																																									
工事概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ床面積</th> <th>用途地域</th> <th>防火地域区分</th> <th>消防法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館</td> <td>地上2階 地下1階</td> <td></td> <td>2336㎡</td> <td>市街化調整区域</td> <td>指定なし</td> <td>5項 イ</td> </tr> </tbody> </table>					建物名称	構造	階数	延べ床面積	用途地域	防火地域区分	消防法	本館	地上2階 地下1階		2336㎡	市街化調整区域	指定なし	5項 イ																																							
	建物名称	構造	階数	延べ床面積	用途地域	防火地域区分	消防法																																																			
本館	地上2階 地下1階		2336㎡	市街化調整区域	指定なし	5項 イ																																																				
工事種目	以下の項目は 印をつけたものを適用する。																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>新 設</th> <th>改 修</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水設備工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水設備工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給湯設備工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス設備工事（ ・ 都市ガス ・ LPG ）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火設備工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具設備工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷暖房設備工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調調和設備</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御設備</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気設備工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撤去工事</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					種 目	新 設	改 修	備 考	給水設備工事	-	-		排水設備工事	-	-		給湯設備工事	-	-		ガス設備工事（ ・ 都市ガス ・ LPG ）	-	-		消火設備工事	-	-		衛生器具設備工事	-	-		冷暖房設備工事	-	-		空調調和設備	-	-		自動制御設備	-	-		換気設備工事	-	-		撤去工事	-	-	○					
種 目	新 設	改 修	備 考																																																							
給水設備工事	-	-																																																								
排水設備工事	-	-																																																								
給湯設備工事	-	-																																																								
ガス設備工事（ ・ 都市ガス ・ LPG ）	-	-																																																								
消火設備工事	-	-																																																								
衛生器具設備工事	-	-																																																								
冷暖房設備工事	-	-																																																								
空調調和設備	-	-																																																								
自動制御設備	-	-																																																								
換気設備工事	-	-																																																								
撤去工事	-	-	○																																																							
指定部分	部分竣工検査を行い引渡しを行う																																																									
	○ 無 ・ 有（工 期：令和 年 月 日） （対象部分： ）																																																									
概成工期	○ 無 ・ 有（工 期：令和 年 月） （対象部分： ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
現場事務所	構内に作ることが ・ できる ○ できない																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
工用電力 及び水道等	施設の設備を利用 ・ できる(有償) ○ できない																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
養生材処理	引渡を要するもの ・ ある ○ ない																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
契約不適合責任 点検	「熊本市公共工事請負契約約款」による 契約不適合責任期間終了に伴う点検を ・ 実施する ○ 実施しない																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
施工条件等	日曜、祝日の施工 ○ 出来ない ・ 出来る 夜間の施工（公道面施工以外） ○ 出来ない ・ 出来る																																																									
	○ 上水道 ○ 下水道 ○ 消防法 ○ 浄化槽 ○ 環境関連 ・ 労基法 ・ その他（ ）																																																									
適用	(a) 本工事で規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。																																																									
	(b) すべての設計図書は相互に補充するものとする。ただし図書に相違がある場合の優先順位は次のように定める。 (1) 質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書等 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工編）」、「公共建築設備工事標準図（機械設備工編）」 上記のものは、全て工事契約時の最新版とする。 (6) 監理指針 「工事監理指針（機械）」左記のものは、工事契約時の最新版とする。 なお、別冊の内訳明細書は参考資料とし、受注者は設計図書からの見積積算を行うこと。 工事契約後の現場施工での数量の差異は設計変更の対象とならないものとする。																																																									
届出手続等	本工事に必要な申請手続は受注者が責任をもって遅滞なく行うこと。また関係法令に基づく官庁その他の関係機関の検査においては、必要な労働力、資材を提供し、これに要する費用を負担すること。																																																									
	本工事は、熊本市公共工事請負契約約款、建築基準法、建設業法、労働基準法、及び労働安全衛生法、並びに関係する法令、条例、規則等に準じて施工すること。																																																									
法規の遵守	・ 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難、又は不都合な場合が生じたときは本市主任監督員（以降、監督員）と協議すること。協議の結果、設計図書の訂正又は変更の措置を行う場合は、契約書の規定に基づき変更契約を行う。 ・ 工期の延長に伴う変更は契約書の定めに基づき変更契約を行う。																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
疑 義	・ 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難、又は不都合な場合が生じたときは本市主任監督員（以降、監督員）と協議すること。協議の結果、設計図書の訂正又は変更の措置を行う場合は、契約書の規定に基づき変更契約を行う。 ・ 工期の延長に伴う変更は契約書の定めに基づき変更契約を行う。																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
契約不適合責任	本工事における契約不適合責任期間は、「熊本市公共工事請負契約約款」による。この期間内に発生した不具合、故障、破損等は施設側による損傷、誤操作によるもの及び天災を除き受注者の責任において無償で復旧、取替を行うこと。 工事仮設光熱・水・ガス費は工事目的物の引渡し完了するまでは、受注者が負担すること。																																																									
	別契約の施工上密接に関連する工事については、監督員の調整に協力し、当該関係者とともに工事全体の円滑かつ効率的な施工に努めること。																																																									
水光熱費	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
関連工事	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
保険等	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
工事実績 情報登録	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
総 則	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
工 事 内 容	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
機 械 工 事	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
電 気 工 事	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
建 築 工 事	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
機 器 類 の 撤 去 工 事	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
機 器 本 体 ・ 機 器 付 属 制 御 盤 へ の 電 源 供 給	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
機 器 付 属 制 御 盤 以 降 の 配 管 ・ 配 線 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
エ ア コ ン の 室 内 外 渡 り 配 線	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
エ ア コ ン ・ 全 熱 交 換 器 の リ モ コ ン 配 線	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
同 上 用 配 管 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
水 槽 類 の 電 極 ・ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
電 気 設 備 盤 へ の 電 源 配 管 ・ 配 線 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
自 動 制 御 盤 以 降 の 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
身 障 者 ・ 高 齢 者 用 手 すり（ 便 所 ・ 洗 面 所 ）	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
機 器 類 の 撤 去 工 事	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
機 器 本 体 ・ 機 器 付 属 制 御 盤 へ の 電 源 供 給	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
機 器 付 属 制 御 盤 以 降 の 配 管 ・ 配 線 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
エ ア コ ン の 室 内 外 渡 り 配 線	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
エ ア コ ン ・ 全 熱 交 換 器 の リ モ コ ン 配 線	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
同 上 用 配 管 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
水 槽 類 の 電 極 ・ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
電 気 設 備 盤 へ の 電 源 配 管 ・ 配 線 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
自 動 制 御 盤 以 降 の 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 類	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									
身 障 者 ・ 高 齢 者 用 手 すり（ 便 所 ・ 洗 面 所 ）	○ なし ・ あり（ ）																																																									
	○ なし ・ あり（ ）																																																									



既設配水管(熊本市)VP50

九電柱(電気供給ここまで)

既設消火栓(熊本市)

道路境界線

L17 BOX  
CV50・GV50

上水道引込管 GP50 解体工事範囲外(残置)  
メ-ター1次側分岐 - メ-ターBOX  
(平成28年度施工)

PO50(流入管)

PO50(流入管)

地下オイルタンク  
残油抜き・洗浄 済み  
清水充填

VS65(消火管)  
PO50(流入管)  
PO50(2次側)

VS65(消火管)  
PO50(流入管)  
PO50(2次側)

都市計画区域外

都市計画区域内  
(市街化調整区域)

AS

プロパン庫

管理棟

AS

キュービクル

AS

高架水槽

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

多目的  
便所・洗面

ミーティング

AS

受水槽

消火ポンプ室

消火水槽

室外機置場

AS

浄化槽  
汚泥抜き・清掃済み

本館(管理棟)

風除室

ホール

談話室

テラス

AS

事務室

所長室

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

医務室

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

AS

【工事概要】  
既存建物解体に伴う、機械設備の撤去を行う。

AS舗装

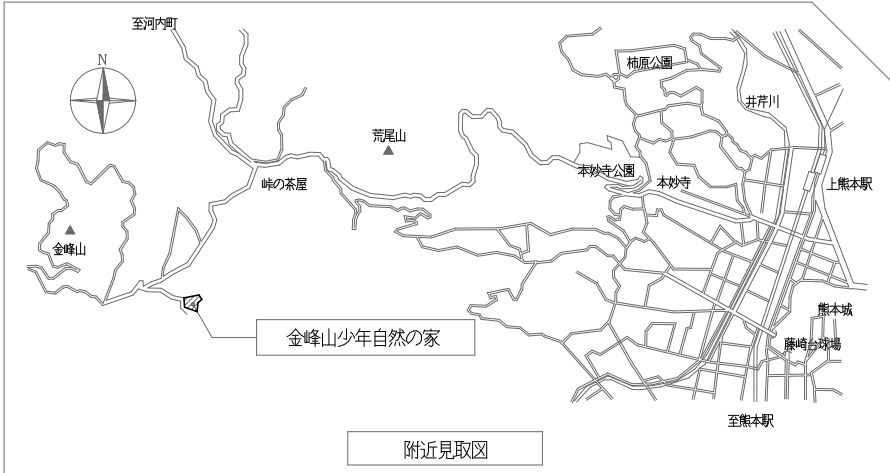
地下オイルタンク  
残油抜き・洗浄 済み  
清水充填



配置平面図(1) S=1/300 ■ 本工事撤去対象部範囲

【特記】

1. ■は解体建物・解体工作物から1.5mの範囲を示したものである。これより内側については、機器・衛生器具・配管・埋設配管・樹類等の撤去を含めて建築解体工事とする。
2. 解体工作物としては、FRP製受水槽・SUS製消火ポンプ槽・FRP製消火水槽・RC製合処理浄化槽・集水槽・吸込槽・地下式オイルタンクがある。(附属ポンプ・配管・コンクリート基礎を含む)
3. ■の範囲を超える埋設配管・樹類の撤去は本工事とし、掘削撤去後の埋戻しは発生土とする。
4. 掘削深さ1.5m以上の箇所については、軽量鋼矢板を使用すること。
5. AS舗装の撤去は、建築解体工事とする。
6. ガス設備(LPG)ガス配管については、建築解体工事前に配管バージを行い安全面に留意すること。
7. 冷暖房設備についても、建築解体工事前にフロンガス回収を行うこと。回収・破壊処理後は、回収破壊証明書を提出すること。
8. 敷地内への電気の供給はされていないため、電気が必要な作業は発電機等を使用すること。
9. 騒音・振動特定施設の廃止届を廃止後30日以内に本市、環境政策課へ提出すること。
10. 上水道メーター2次側配管撤去停止の申請を工事後遅滞なく本市、上下水道局へ提出すること。
11. オイルタンクの廃止届を遅滞なく本市、管轄消防署へ提出すること。
12. 合処理浄化槽の廃止届を30日以内に本市、環境局浄化対策課へ提出すること。
13. ボイラーの廃止届を労働基準監督署へ提出すること。



PROJECT TITLE

令和2年度

金峰山少年自然の家

解体工事

DRAW BY

DRAW DATE 21/02

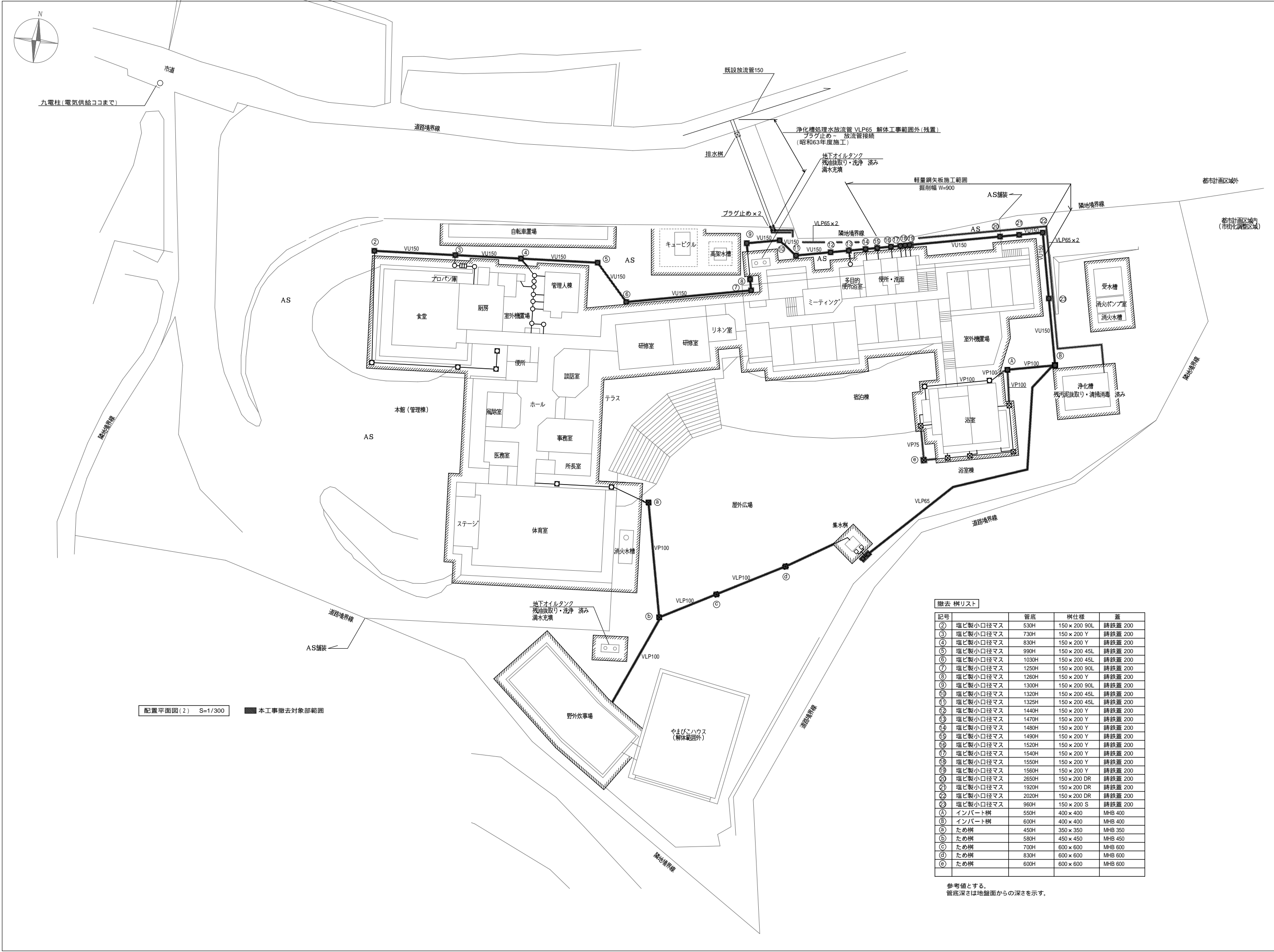
DRAW NO. M-02

機械設備  
配置平面図(1)  
付近見取り図

DRAW SCALE  
A1:1/300  
A3:1/600

環・空間設計室

熊本市区戸島5丁目7-14  
TEL: 096) 283-3034  
TEL: 285-3057  
FAX: 285-3057  
一級建築士事務所 熊本県知事登録第30316号  
一級建築士事務所 第298672号  
管理建築士 松崎信博



配置平面図(2) S=1/300 ■ 本工事撤去対象部範囲

撤去樹リスト

記号	管底	樹仕様	蓋
②	530H	150×200 90L	铸铁蓋 200
③	730H	150×200 Y	铸铁蓋 200
④	830H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑤	990H	150×200 45L	铸铁蓋 200
⑥	1030H	150×200 45L	铸铁蓋 200
⑦	1250H	150×200 90L	铸铁蓋 200
⑧	1260H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑨	1300H	150×200 90L	铸铁蓋 200
⑩	1320H	150×200 45L	铸铁蓋 200
⑪	1325H	150×200 45L	铸铁蓋 200
⑫	1440H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑬	1470H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑭	1480H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑮	1490H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑯	1520H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑰	1540H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑱	1550H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑲	1560H	150×200 Y	铸铁蓋 200
⑳	2650H	150×200 DR	铸铁蓋 200
㉑	1920H	150×200 DR	铸铁蓋 200
㉒	2020H	150×200 DR	铸铁蓋 200
㉓	960H	150×200 S	铸铁蓋 200
Ⓐ	550H	400×400	MHB 400
Ⓑ	600H	400×400	MHB 400
Ⓒ	450H	350×350	MHB 350
Ⓓ	580H	450×450	MHB 450
Ⓔ	700H	600×600	MHB 600
Ⓕ	830H	600×600	MHB 600
Ⓖ	600H	600×600	MHB 600

参考値とする、  
 管底深さは地盤面からの深さを示す。



九電柱(電気供給ココまで)

市道

道路境界線

地下オイルタンク  
残油採取・洗浄 済み  
満水充満

都市計画区域外

都市計画区域内  
(市街化調整区域)

R 冷媒ガス回収・破壊処理 機器表

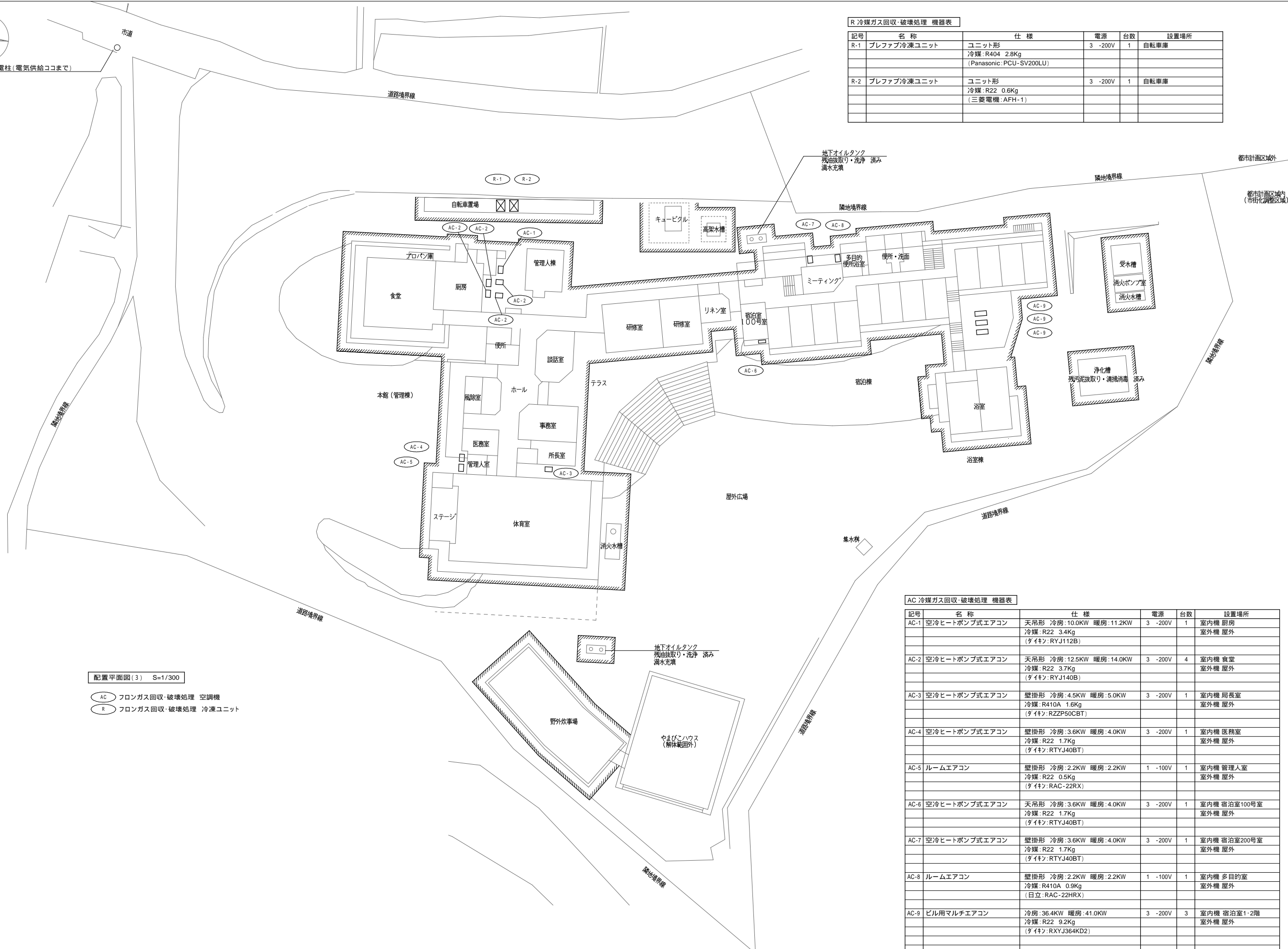
記号	名称	仕様	電源	台数	設置場所
R-1	プレファブ冷凍ユニット	ユニット形 冷媒: R404 2.8Kg (Panasonic: PCU-SV200LU)	3 -200V	1	自転車庫
R-2	プレファブ冷凍ユニット	ユニット形 冷媒: R22 0.6Kg (三菱電機: AFH-1)	3 -200V	1	自転車庫

PROJECT TITLE

令和2年度

金峰山少年自然の家

解体工事



配置平面図(3) S=1/300

- AC フロンガス回収・破壊処理 空調機
- R フロンガス回収・破壊処理 冷凍ユニット

AC 冷媒ガス回収・破壊処理 機器表

記号	名称	仕様	電源	台数	設置場所
AC-1	空冷ヒートポンプ式エアコン	天吊形 冷房:10.0KW 暖房:11.2KW 冷媒: R22 3.4Kg (ダイキン: RYJ112B)	3 -200V	1	室内機 厨房 室外機 屋外
AC-2	空冷ヒートポンプ式エアコン	天吊形 冷房:12.5KW 暖房:14.0KW 冷媒: R22 3.7Kg (ダイキン: RYJ140B)	3 -200V	4	室内機 食堂 室外機 屋外
AC-3	空冷ヒートポンプ式エアコン	壁掛形 冷房:4.5KW 暖房:5.0KW 冷媒: R410A 1.6Kg (ダイキン: RZP50CBT)	3 -200V	1	室内機 局長室 室外機 屋外
AC-4	空冷ヒートポンプ式エアコン	壁掛形 冷房:3.6KW 暖房:4.0KW 冷媒: R22 1.7Kg (ダイキン: RTYJ40BT)	3 -200V	1	室内機 医務室 室外機 屋外
AC-5	ルームエアコン	壁掛形 冷房:2.2KW 暖房:2.2KW 冷媒: R22 0.5Kg (ダイキン: RAC-22RX)	1 -100V	1	室内機 管理人室 室外機 屋外
AC-6	空冷ヒートポンプ式エアコン	天吊形 冷房:3.6KW 暖房:4.0KW 冷媒: R22 1.7Kg (ダイキン: RTYJ40BT)	3 -200V	1	室内機 宿舎100号室 室外機 屋外
AC-7	空冷ヒートポンプ式エアコン	壁掛形 冷房:3.6KW 暖房:4.0KW 冷媒: R22 1.7Kg (ダイキン: RTYJ40BT)	3 -200V	1	室内機 宿舎200号室 室外機 屋外
AC-8	ルームエアコン	壁掛形 冷房:2.2KW 暖房:2.2KW 冷媒: R410A 0.9Kg (日立: RAC-22HRX)	1 -100V	1	室内機 多目的室 室外機 屋外
AC-9	ビル用マルチエアコン	冷房:36.4KW 暖房:41.0KW 冷媒: R22 9.2Kg (ダイキン: RXYJ364KD2)	3 -200V	3	室内機 宿舎1・2階 室外機 屋外

AC-5-8 は家電リサイクル法の対象とする。

DRAW BY

DRAW DATE 21/02

DRAW NO. M-04

DRAW TITLE

機械設備

配置平面図(3)

DRAW SCALE

A1:1/300

A3:1/600

環・空間設計室

case@hanku.com

熊本県東区戸島5丁目7-14

TEL: 096) 285-3026

FAX: 285-3057

一級建築士事務所 熊本県知事登録第3034号

一級建築士事務所 第298672号

管理建築士 松崎信博

解体建物 衛生設備主要機器一覧表(参考)

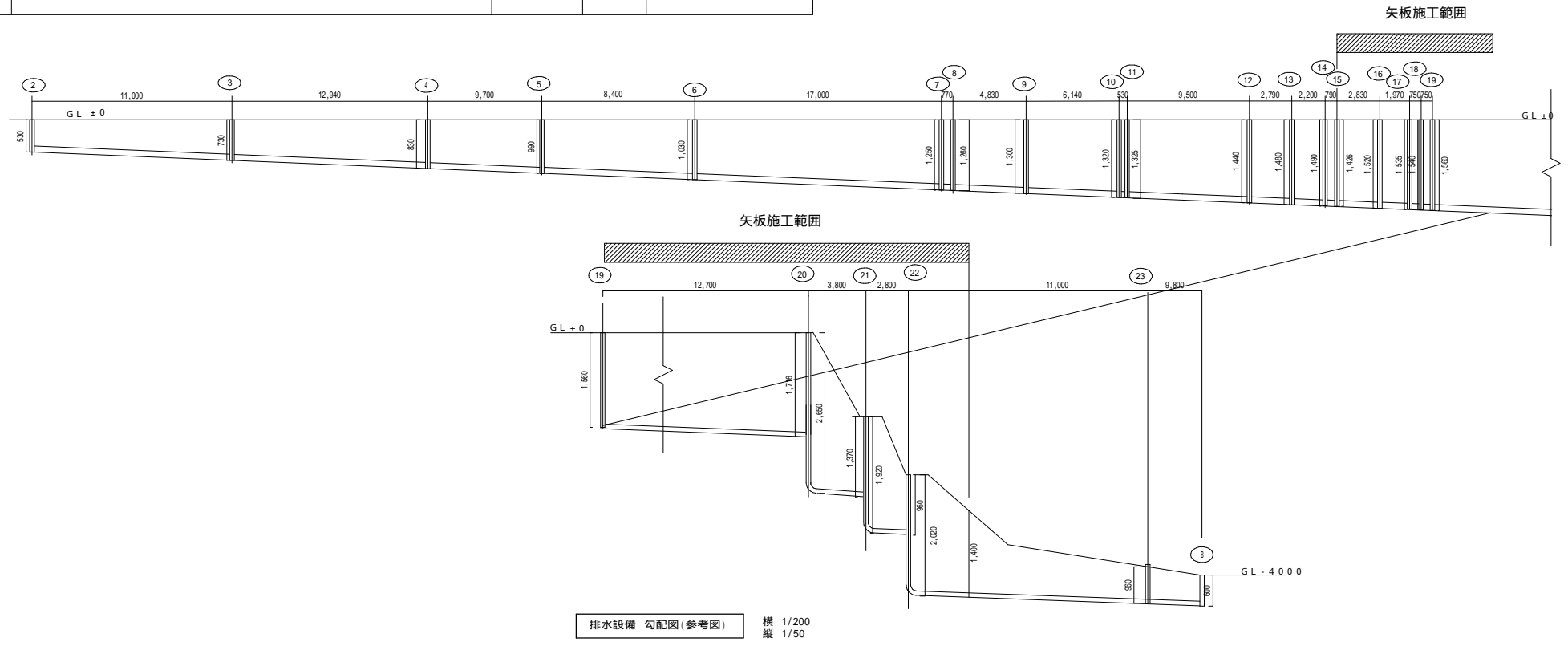
記号	名称	仕様	設置場所	数量	備考
(TW)1	受水槽	FRP製ハネル組立型 耐震1G 単板 (鋼製チャンネルへース溶融亜鉛めっき仕上げ) 4.0x4.0x2.5H(2槽式)(有効水量26m³) 給水50A、給水出50A、排水口50A、オーバーフロー100A、通気口50A、防波管、中仕切板 電極座口50A、ホールタップ 20A、マンホール 600	屋外	1	
(TW)2	消火水槽	FRP製ハネル組立型 耐震1G 単板 (鋼製チャンネルへース溶融亜鉛めっき仕上げ) 1.0x4.0x2.0H(有効水量5.2m³) 電極座口50A、ホールタップ 25A、マンホール 600	屋外	1	
(TW)3	ポンプ室	ステンレス製:2.0x4.0x2.0H 防火扉付、換気扇(防虫網付)、排気弁	屋外	1	
(PU)1	加圧給水ポンプ	ステンレス製推定末端圧力一定給水ユニット(インバーター) 自動交互運転(3200V) 50Ax265L/minx37m3.7kw 制御盤(2槽式対応)、流量センサー、防振架台、ヒーター付、その他付属品一式	ポンプ室	1	
(FD)1	消火ポンプユニット	屋内消火栓用(3200V) 50Ax300L/minx45m5.5kw 消火用水槽・充水槽警報回路組み込み 制御盤(起動リレー組込)、性能テスト管、流量計、圧力計、連成計 GVx1.0CV(スモレンスキー)x1、FJ(SUS)x1、その他付属品一式	ポンプ室	1	
(TF)1	消火用充水槽	ステンレス製 有効200L(TF-200) 耐震1.5G SUS304(600x600x900H) 給水25A、給水出40A、排水口20A オーバーフロー32A、通気口25A、電極座口50A、ホールタップ 25A(BT25A) 点検口、鋼製チャンネルへース受け溶融亜鉛めっき仕上げ、その他標準付属品共	既存架台	2	
(GT)1	グリーストラップ	ステンレス製4槽式「バ」イフ 式地中埋設用 有効容量285L、阻集ク リース量74kg以上、SUS製蓋(T-6)共 嵩上げ参考200H	厨房屋外	1	
(TR)1	給湯用密閉式膨張タンク	ステンレス製 容量400L 最大吸収容量320L 圧力計、空気圧調整弁付、溶接栓共 接続径40A	ボイラー機械室	1	
(1/B)	給湯用ボイラー	貯湯型定圧換熱ボイラー 定格出力 291kW(250,000kcal/h) 伝熱面積 3.9m 最高使用圧力 1.0MPa A重油焚 35.2L/H 給水量 1800L	ボイラー機械室	1	
(1/PH)	温水循環ポンプ	ライン型 渦巻ポンプ 65 x 500L/minx25mH	ボイラー機械室	1	

解体建物 衛生設備主要機器一覧表(参考)

記号	名称	仕様	設置場所	数量	備考
(HB)1	屋内消火栓箱	1号消火栓 露出形 700x200x1400H	各所	5	
(HB)2	屋外消火栓箱	露出形 800x230x1400H	屋外	2	
(VHG)1	ガス瞬間湯沸器	屋外壁掛形 LPG	屋外	2	

解体建物 衛生器具一覧表(参考)

名称	仕様	数量	備考
和風大便器	FV 紙巻器	5	
洋風大便器	FV 紙巻器	17	
小便器	壁掛形 FV	13	
洗面器	単水栓	17	
手洗器	小型コーナー 単水栓	1	
掃除流し	横水栓	2	
化粧鏡	400x600	34	
シャワー水栓	壁付	21	
横水栓	13A	63	
立水栓	13A	12	



解体建物 冷暖房設備主要機器一覧表(参考)

機 器 番 号	機 器 名 称	仕 様	電 源		台 数	設 置 場 所		備 考
			消費電力 (kW)	相 電 圧 (V)		階	室 名	
① B	暖房用温水ボイラー	鋼板製低圧ヒーター	1.83Kw	3	200	1	機械室	宿泊棟、研修室、食堂系統
		定格出力 233kW(200,000kcal/h) 500L/min 60						
		伝熱面積 6.5m 最高使用圧力 1.0MPa						
		A層油焚 25.3L/H 毎水量 320L 集熱ポンプ、バーナーモーター、感震器、オイルプレヒーター共						
① PH	温水循環ポンプ	ライン型 渦巻ポンプ	3.7Kw	3	200	1	機械室	
		65 x 500L/min x 25mH						
① T	オイルタンク	容量 1900L				1	屋外	
		850 x 2700L						
② T	オイルサービスタンク	容量 150L				1	機械室	
		700x700x500H 架台 1500H						
② P	オイルギアポンプ	20 x 24 ~ 35L/min x 3kg/cm2				1	屋外	
② B	温水ボイラー	鋼板製低圧オイル暖房ボイラー	3	200	1	ボイラー室	事務室、所長室系統	
		定格出力 120,000kcal						
		伝熱面積 3.09 ~ 3.4m						
		A層油焚 毎水量 170 ~ 200L 感震器、圧力コントロールスイッチ、オイルストレーナー共						
② PH	温水循環ポンプ	ライン型	0.75Kw	1	100	1	ボイラー室	
		50 x 240L/min x 8m						
③ T	オイルタンク	容量 1500L				1	屋外	
		850 x 2700L						
④ T	オイルサービスタンク	容量 100L				1	ボイラー室	
		450x450x600H 架台 1300H						
⑤ T	膨張タンク	容量 300L				1	ボイラー室	
		700x700x800H 架台 1300H						
③ P	オイルギアポンプ	10 x 6L/min x 3kg/cm2				1	ボイラー室	
① FE	排気ファン	天井型	1.5Kw	3	200	1	1	厨房
		#3 x 1100H x 20mmq						

解体建物 冷暖房設備主要機器一覧表(参考)

機 器 番 号	機 器 名 称	仕 様	電 源		台 数	設 置 場 所		備 考
			消費電力 (kW)	相 電 圧 (V)		階	室 名	
① FC	ファンコンベクター	温水用 床置露出形	39w	1	100	1		
		暖房能力 2.1kW						管理入室
		(吸込温度 D.B. 22 入口水温 60)						
		水量 2.6L/min						
		風量 4.0m/min ボール弁20A x 2、他付属品共						
② FC	ファンコンベクター	温水用 床置露出形	40w	1	100	19		
		暖房能力 3.3kW						
		(吸込温度 D.B. 22 入口水温 60)				11	1	宿泊室 101-111
		水量 4.7L/min				8	2	宿泊室 200, 202, 203
		風量 5.5m/min ボール弁20A x 2、他付属品共						205-207, 210, 211
③ FC	ファンコンベクター	温水用 床置露出形	53w	1	100			
		暖房能力 4.5kW						
		(吸込温度 D.B. 22 入口水温 60)				3	1	談話室
		水量 7.0L/min				2	1	事務室
		風量 8.5m/min ボール弁20A x 2、他付属品共				1	1	医務室
④ FC	ファンコンベクター	温水用 床置露出形	58w	1	100	8	2	宿泊室 204, 209
		暖房能力 6.4kW						
		(吸込温度 D.B. 22 入口水温 60)				1	1	所長室
		水量 10.0L/min				1	2	宿泊室 201
		風量 11.0m/min ボール弁20A x 2、他付属品共				1	2	宿泊室 208
⑤ FC	ファンコンベクター	温水用 天井カセット 二方向吹出形	101w	1	100			
		暖房能力 6.4kW						
		(吸込温度 D.B. 22 入口水温 60)				3	1	研修室
		水量 10.0L/min						
		風量 10.6m/min コントロールスイッチ、ボール弁20A x 2、他付属品共						
⑥ FC	ファンコンベクター	温水用 天井吊形	119w	1	100			
		暖房能力 12.4kW						
		(吸込温度 D.B. 22 入口水温 60)				3	1	食堂
		水量 19.6L/min						
		風量 22.0m/min コントロールスイッチ、ボール弁20A x 2、他付属品共						
⑦ FC	ファンコンベクター	温水用 天井吊形			100			
		暖房能力 4100 ~ 5000kcal/h				8	1	体育館
① F	気流促進ファン	天井吊下形 高天井用	14.4w			4	1	食堂
		最大風量 6.4m/min(DC12V時)						
② F	気流促進ファン	天井埋込形	14.4w			6	1	研修室
		最大風量 6.4m/min(DC12V時) グリル付						
② FE	有圧換気扇	気流ファン用			100	3		
		出力電圧 DC5.5V ~ 12.0V 出力電流 8.5A (メーカー標準に準ずる)				1	1	食堂
		専用コントロールスイッチ共				2	1	研修室
		400			100	4		厨房
③ FE	壁換気扇	200			100	8		
						2	1	管理棟男女トイレ
						1	1	管理棟湯沸室
						1	1	宿泊棟リネン室
④ FE	天井換気扇	150			100	1	1	宿泊棟多目的室

PROJECT TITLE

令和2年度

金峰山少年自然の家

解体工事

DRAW BY

DRAW DATE 21/02

DRAW NO.

M-06

DRAW TITLE

機械設備  
空調設備主要機器一覧表  
(参考図)

DRAW SCALE

N.5.

環 空間設計室

cas@kanku-kou.com

熊本市区戸島5丁目7-14

TEL: 096) 285-3036

FAX: 285-3057

一級建築士事務所 熊本県知事登録第3034号

一級建築士登録 第298672号

管理建築士 松崎信博